

(第一類 第八号)

第五十五回国会
衆議院

農林水産委員會議錄 第三十七号

(六二二)

昭和四十二年七月二十日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 飯谷 忠男君

理事 高見 三郎君

理事 石田 有全君

理事 中村 時雄君

安倍首相君

大野 市郎君

金子 岩三君

小山 長規君

坂村 吉正君

丹羽 兵助君

藤田 義光君

栗山 秀君

淡谷 悠藏君

栗林 三郎君

實川 清之君

島口重次郎君

森 義親君

齋藤 実君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 草野一郎平君

農林大臣官房長 檜垣德太郎君

農林省農政局長 森本 修君

農林省農地局長 和田 正明君

農林省園芸局長 八塚 陽介君

食糧庁長官 大口 駿一君

林野庁長官 若林 正武君

委員外の出席者

農林省農政局植

物防疫課長 安尾 俊君

食糧庁業務第二部長 荒勝 巖君

林野庁林政部長 木戸 四夫君

林野庁林政部長 片山 充君

林野庁林政部長 大隅 清示君

林野庁指導部長 手束 羔一君

林野庁指導部長 松尾 隆太郎君

専門員 松尾 隆太郎君

七月二十日

委員見玉末男君及び實川清之君辭任につき、その補欠として淡谷悠藏君及び島上善五郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員淡谷悠藏君及び島上善五郎君辭任につき、その補欠として見玉末男君及び實川清之君が議長の名で委員に選任された。

七月二十日

自作農維持資金通法の一部を改正する法律案(田中正巳君外二名提出、衆法第四三三号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

農林水産業の振興に関する件

請願

一 山村振興行政の強化に関する請願(坊秀男君外二名紹介)(第一号)

二 山村振興事業の補助率引上げ等に関する請願(坊秀男君外二名紹介)(第四号)

三 薪炭製造業対策に関する請願(坊秀男君外二名紹介)(第五号)

四 山村地域の道路整備促進に関する請願(坊秀男君外二名紹介)(第六号)

五 養ほう振興に関する請願(古井喜實君紹介)(第一九八号)

六 農業関係各種貸付金の利率引下げ等に関する請願(村山達雄君外四名紹介)(第二〇七号)

七 農業協同組合農事放送施設の助成に関する請願(平林剛君紹介)(第二三三三号)

八 同外十七件(河野洋平君紹介)(第二三八号)

九 同外九件(阿司亮君紹介)(第三一五号)

一〇 同外三件(田川誠一君紹介)(第三五八号)

一一 消費者米価値上げ反対に関する請願外十六件(下平正一君紹介)(第二九九号)

一二 同(中澤茂一君紹介)(第三〇〇号)

一三 同外十一件(平等文成君紹介)(第三〇一号)

一四 同外九件(林百郎君紹介)(第三一四号)

一五 同外六件(原茂君紹介)(第三二九号)

一六 消費者米価値置きに関する請願(原茂君紹介)(第三八五号)

一七 同(中澤茂一君紹介)(第四一〇号)

一八 同(林百郎君紹介)(第四一〇号)

一九 同(平等文成君紹介)(第四一二号)

二〇 愛知用水公団職員的身分安定に関する請願(加藤清二君紹介)(第六〇一号)

二一 山村振興事業の市町村負担軽減に関する請願(山中貞則君紹介)(第八七六号)

二二 大分県の寒波による果樹関係被害対策に関する請願(工藤良平君紹介)(第九五五号)

二三 各種団体営土地改良事業の補助率引上げ等に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第九八九号)

二四 漁港の局部改良事業推進等に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一〇四二二号)

二五 生活改良普及員の増員に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七二二号)

二六 農業近代化に対する資金の利子補給補助金の財源措置に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七四四号)

二七 松くい虫防除事業の一本化に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七五五号)

二八 甘蔗対策に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七六六号)

二九 農業構造改善事業等に対する補助残融資の利率引下げに関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七七七号)

三〇 農道建設事業に対する補助率引上げに関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七八号)

三一 養豚振興に関する請願(池田正之輔君紹介)(第一〇九一号)

三二 新潟港の外国産小麦輸入港指定に関する請願(小沢辰男君紹介)(第一一三四号)

三三 プリ資源保護に関する請願(飯谷忠男君紹介)(第一一六四号)

三四 森林開発公団の分収造林事業促進に関する請願(吉田之久君紹介)(第一一六五号)

三五 離島市町村の生活改良普及員増員に関する請願(池田清志君紹介)(第一二〇一号)

三六 民有保安林の損失補償に関する請願(加藤六月君紹介)(第一三七一号)

三七 消費者米価値置きに関する請願(下平正一君紹介)(第一四三二二号)

三八 岡山県下のニューカッスル病対策に関する請願(柴田健治君紹介)(第一四九〇号)

第一類第八号

農林水産委員會議錄第三十七号

昭和四十二年七月二十日

昭和四十二年七月二十日

[illegible]

一三二	同(坪川信三君紹介)(第一九七七号)	一五五	同外九件(大久保武雄君紹介)(第二〇〇〇号)	一七七	同外十五件(金子岩三君紹介)(第二〇四七号)	一九八	同(永江一夫君紹介)(第二〇六八号)
一三三	同外八件(中井徳次郎君紹介)(第一九七八号)	一五六	同(山崎巖君紹介)(第二〇〇一号)	一七八	同外十件(北澤直吉君紹介)(第二〇四八号)	一九九	同(野原正勝君紹介)(第二〇六九号)
一三四	同外八件(西村英一君紹介)(第一九七九号)	一五七	同(藤本孝雄君紹介)(第二〇〇二号)	一七九	同外四件(木部佳昭君紹介)(第二〇四九号)	二〇〇	同(芳賀貢君紹介)(第二〇七〇号)
一三五	同外十六件(野田武夫君紹介)(第一九八〇号)	一五八	同外一件(野呂恭一君紹介)(第二〇〇三号)	一八〇	同外十八件(久保田四次君紹介)(第二〇五〇号)	二〇一	同外七件(橋本龍太郎君紹介)(第二〇七一号)
一三六	同外三件(羽田武嗣郎君紹介)(第一九八一号)	一五九	同外一件(野原正勝君紹介)(第二〇〇四号)	一八一	同外十年(工藤良平君紹介)(第二〇五一号)	二〇二	同外九件(原茂君紹介)(第二〇七二号)
一三七	同(芳賀貢君紹介)(第一九八二号)	一六〇	同(野原正勝君外一名紹介)(第二〇〇五号)	一八二	同外十件(藏内修治君紹介)(第二〇五二号)	二〇三	同外一件(福家俊一君紹介)(第二〇七三号)
一三八	同外十二件(葉梨信行君紹介)(第一九八三号)	一六一	昭和四十二年産生産者米価に関する請願外一件(龜岡高夫君紹介)(第一八九六号)	一八三	同外五件(黒田壽男君紹介)(第二〇五三号)	二〇四	同外十一件(福永健司君紹介)(第二〇七四号)
一三九	同(華山親義君紹介)(第一九八四号)	一六二	米消費等価等引上げ反対に関する請願(広沢賢一君紹介)(第二〇二九号)	一八四	同(小山長規君紹介)(第二〇五四号)	二〇五	同外十九件(橋本登美三郎君紹介)(第二〇七五号)
一四〇	同外二十三件(福永一臣君紹介)(第一九八五号)	一六三	中国産食肉の輸入禁止解除に関する請願(米内山義一郎君紹介)(第二〇三〇号)	一八五	同外一件(斎藤正男君紹介)(第二〇五五号)	二〇六	同外四件(船田中君紹介)(第二〇七六号)
一四一	同外二件(廣瀬正雄君紹介)(第一九八六号)	一六四	昭和四十二年産生産者米価に関する請願(秋田大助君紹介)(第二〇三四号)	一八六	同外四件(坂田英一君紹介)(第二〇五六号)	二〇七	同外四十件(古屋亨君紹介)(第二〇七七号)
一四二	同(平等文成君紹介)(第一九八七号)	一六五	同外一件(荒木萬壽夫君紹介)(第二〇三五号)	一八七	同外三件(塩谷一夫君紹介)(第二〇五七号)	二〇八	同(保利茂君紹介)(第二〇七八号)
一四三	同外二十一件(藤井勝志君紹介)(第一九八八号)	一六六	同(井手以誠君紹介)(第二〇三六号)	一八八	同(進藤一馬君紹介)(第二〇五八号)	二〇九	同外四件(松浦周太郎君紹介)(第二〇七九号)
一四四	同外十六件(藤尾正行君紹介)(第一九八九号)	一六七	同外二件(井出一太郎君紹介)(第二〇三七号)	一八九	同外二十件(砂原格君紹介)(第二〇五九号)	二一〇	同(松澤雄藏君紹介)(第二〇八〇号)
一四五	同外四件(藤波孝生君紹介)(第一九九〇号)	一六八	同外十一件(石川次夫君紹介)(第二〇三八号)	一九〇	同外四件(高橋清一郎君紹介)(第二〇六〇号)	二一一	同(矢尾喜三郎君紹介)(第二〇八一号)
一四六	同外二件(堀昌雄君紹介)(第一九九一号)	一六九	同外五件(稻富俊人君紹介)(第二〇三九号)	一九一	同外一件(田澤吉郎君紹介)(第二〇六一号)	二一二	同(安井吉典君紹介)(第二〇八二号)
一四七	同(三原朝雄君紹介)(第一九九二号)	一七〇	同外一件(宇野宗佑君紹介)(第二〇四〇号)	一九二	同外十二件(高田富之君紹介)(第二〇六二号)	二二三	同外六件(遠藤三郎君紹介)(第二〇八三号)
一四八	同外十六件(村上勇君紹介)(第一九九三号)	一七一	同外二件(植木庚子郎君紹介)(第二〇四一号)	一九三	同外九件(竹下登君紹介)(第二〇六三号)	二二四	同(八木昇君紹介)(第二〇八四号)
一四九	同外一件(森田重次郎君紹介)(第一九九四号)	一七二	同(小笠公紹君紹介)(第二〇四二号)	一九四	同外四件(綱島正興君紹介)(第二〇六四号)	二二五	同外四件(高見三郎君紹介)(第二〇八五号)
一五〇	同(安井吉典君紹介)(第一九九五号)	一七三	同(大竹太郎君紹介)(第二〇四三号)	一九五	同外八件(床次徳二君紹介)(第二〇六五号)	二二六	同外五十三件(志賀健次郎君外二名紹介)(第二〇八六号)
一五一	同外八件(山手満男君紹介)(第一九九六号)	一七四	同(大野市郎君紹介)(第二〇四四号)	一九六	同外二十八件(永山忠則君紹介)(第二〇六六号)	二二七	同外十四件(福井勇君紹介)(第二〇八七号)
一五二	同外四十件(吉田重延君紹介)(第一九九七号)	一七五	同(大平正芳君紹介)(第二〇四五号)	一九七	同外十八件(中會根康弘君紹介)(第二〇六七号)	二二八	同外十件(浦野幸男君紹介)(第二〇八八号)
一五三	同外五十六件(渡辺栄一君紹介)(第一九九八号)	一七六	同外十件(神田大作君紹介)(第二〇四六号)			二二九	同(相川勝六君紹介)(第二一七六号)
一五四	同外一件(渡辺惣蔵君紹介)(第一九九九号)					二三〇	同外七件(足立篤郎君紹介)(第二一七七号)
						二三一	同(井上泉君紹介)(第二一七八号)
						二三二	同外九件(石野久男君紹介)(第二一七九号)

二二三	同外二十三年(上村千一郎君紹介)(第二一八〇号)	二四七	同(福田一君紹介)(第二二〇四号)	二七〇	昭和四十二年産生産者米価に関する諸願(植木庚子郎君紹介)(第二二八〇号)	二三〇三	同(森本靖君紹介)(第三三〇四号)
二二四	同(大坪保雄君紹介)(第二二八一号)	二四八	同外二件(古井喜實君紹介)(第二二〇五号)	二七一	同外四件(中尾栄一君紹介)(第二二八二二七二	二九三	同(安井吉典君紹介)(第三三〇五号)
二二五	同(小淵恵三君紹介)(第二二八二二八二	二四九	同外十二件(細田吉藏君紹介)(第二二〇六六号)	二七二	同外五件(大竹太郎君紹介)(第二二八三二七三	二九四	同外二件(渡辺肇君紹介)(第二三〇六
二二六	同外九件(小澤太郎君紹介)(第二二八三二八三	二五〇	同外十九件(松野幸泰君紹介)(第二二〇七七号)	二七三	同外一件(大野市郎君紹介)(第二二八四二七四	二九六	同外一件(齋藤憲三君紹介)(第三三〇七
二二七	同(大野市郎君紹介)(第二二八四二八四	二五一	同(三池信君紹介)(第二二〇八八号)	二七四	同外七件(大橋武夫君紹介)(第二二八五二七五	二九七	同外三件(小澤貞孝君紹介)(第三三〇八
二二八	同外七件(海部俊樹君紹介)(第二二八五二八五	二五二	同(安井吉典君紹介)(第二二〇九九号)	二七五	同(太田一夫君紹介)(第二二八六二七六	二九八	同(折小野良一君紹介)(第三三〇九号)
二二九	同(飯谷忠男君紹介)(第二二八六二八六	二五三	同(山下元利君紹介)(第二二一〇〇号)	二七六	同外四件(勝間田清一君紹介)(第二二八七七	二九九	同(小平忠君紹介)(第三三一〇号)
二三〇	同(工藤良平君紹介)(第二二八七二八七	二五四	同(山田睦目君紹介)(第二二一一一八	二七七	同(川野芳満君紹介)(第二二八八二七八	三〇〇	同外二十件(丹羽喬四郎君紹介)(第三三一
二三一	同(小平忠君紹介)(第二二八八二八八	二五五	同外七件(山中貞則君紹介)(第二二一二二五六	二七八	同外十件(工藤良平君紹介)(第二二八九二七九	三〇一	同外四件(吉田賢一君紹介)(第三三一二
二三二	同(神門至馬夫君紹介)(第二二八九二八九	二五六	同(矢尾喜三郎君紹介)(第二二一三二五七	二七九	同外一件(佐藤觀次郎君紹介)(第二二九〇	三〇二	同外二件(青木正久君紹介)(第三三五〇
二三三	同外三件(坂本三十次君紹介)(第二二九〇	二五七	同外二件(吉田賢一君紹介)(第二二一四二五八	二八〇	同外四件(斎藤孝夫君紹介)(第三二九一	三〇三	同外十二件(赤城宗徳君紹介)(第三三五
二三四	同外三件(篠田弘作君紹介)(第二二九一	二五八	同外一件(渡辺栄一君紹介)(第二二二五二五九	二八一	同外二十七件(笹山茂太郎君紹介)(第二二九二二	三〇四	同外六件(井村重雄君紹介)(第三三五二
二三五	同外二件(田中龍夫君紹介)(第二二九二	二五九	同(渡辺惣蔵君紹介)(第二二二六二六〇	二八二	同外四件(正力松太郎君紹介)(第三二九三	三〇五	同外一件(伊賀定盛君紹介)(第三三五三
二三六	同外十八件(田邊誠君紹介)(第二二九三	二六〇	同(渡辺肇君紹介)(第二二二七二六一	二八三	同外一件(田村元君紹介)(第三二九四	三〇六	同外一件(小川半次君紹介)(第三三五四
二三七	同外九件(田村元君紹介)(第二二九四	二六一	同外十四件(池田清志君紹介)(第三二二八	二八四	同(高田富之君紹介)(第三二九五	三〇七	同外一件(小澤太郎君紹介)(第三三五五
二三八	同(田村良平君紹介)(第二二九五	二六二	同外五件(大竹太郎君紹介)(第三二二九	二八五	同外七件(谷垣専一君紹介)(第三二九六	三〇八	同外七件(大竹太郎君紹介)(第三三五六
二三九	同外一件(竹本孫一君紹介)(第二二九六	二六三	同(藤本孝雄君紹介)(第三二二〇	二八六	同外二件(冢田徹君紹介)(第三二九七	三〇九	同(太田一夫君紹介)(第三三五七
二四〇	同外二十一件(登坂重次郎君紹介)(第二一九七	二六四	同(岡本茂君紹介)(第三二二一	二八七	同外六件(辻寛一君紹介)(第三二九八	三一〇	同外二十五件(久野忠治君紹介)(第三三五八
二四一	同外一件(堂森芳夫君紹介)(第二一九八	二六五	同(高見三郎君紹介)(第三二二二	二八八	同(坪川信三君紹介)(第三二九九	三一一	同外五件(工藤良平君紹介)(第三三五九
二四二	同外二十四件(中垣國男君紹介)(第二一九九	二六六	同(養ほう振興に関する諸願(高見三郎君紹介)(第三二二四	二八九	同(中澤茂一君紹介)(第三三〇〇	三一二	同(小平忠君紹介)(第三三六〇
二四三	同外八件(中野四郎君紹介)(第二二〇〇	二六七	同(農業協組合農事放送施設の助成に関する諸願(亀岡高夫君紹介)(第三二二七五	二九〇	同(芳賀貢君紹介)(第三三〇一	三二三	同外八件(高橋清一郎君紹介)(第三三六
二四四	同(中村寅太郎君紹介)(第二二〇一	二六八	同(鳥類保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する諸願外一件(白井莊一君紹介)(第三二七八	二九一	同外三件(橋本龍太郎君紹介)(第三三〇二	三三四	同外二件(塚田徹君紹介)(第三三六二
二四五	同外五件(難尾弘吉君紹介)(第二二〇二	二六九	同(千葉三郎君紹介)(第三二七九	二九二	同外三十三件(三ツ林弥太郎君紹介)(第		

三三三	同(西岡武夫君紹介)(第二三六三三三)	三三八	同外三件(堀和君紹介)(第二四二四四四)	三八四	同外五件(山口敏夫君紹介)(第二五〇〇〇〇)
三三六	同(安井吉典君紹介)(第二三六四四四)	三三九	同外十一件(堀川恭平君紹介)(第二四二五五五)	三八五	同外九件(渡辺肇君紹介)(第二五〇〇〇一)
三三七	同(柳田秀一君紹介)(第二三六五五五)	三四〇	同外十三件(村山喜一君紹介)(第二四二六六六)	三八六	同外二件(渡辺芳男君紹介)(第二五〇〇〇二)
三三八	同外一件(山口敏夫君紹介)(第二三六六六六)	三四一	同(安井吉典君紹介)(第二四二七七七)	三八七	同外十二件(河野洋平君紹介)(第二五〇〇〇三)
三三九	同(渡辺惣蔵君紹介)(第二三六七七七)	三四二	同外一件(山下元利君紹介)(第二四二八八八)	三八八	同(中馬辰猪君紹介)(第二五〇〇四四)
三三〇	同外三十三件(渡辺肇君紹介)(第二三六八八八)	三四三	同(渡辺惣蔵君紹介)(第二四二九九九)	三八九	同外一件(岡本隆一君紹介)(第二五〇〇五五)
三三一	同外二件(石田博英君紹介)(第二三六九九九)	三四四	昭和外四十二年産産者米価に關する請願 外一件(渡谷直藏君紹介)(第二二八一一一)	三九〇	同外一件(佐々木義武君紹介)(第二五〇〇六六)
三三二	同外二十二件(有田善一君紹介)(第二四〇〇八八)	三四五	同外一件(天野光晴君紹介)(第二三四九九九)	三九一	同(佐藤洋之助君紹介)(第二五〇〇七七)
三三三	同外二十六件(板川正吾君紹介)(第二四〇一九九)	三四六	同外三件(齋藤邦吉君紹介)(第二四三〇〇〇)	三九二	同外四件(青木正久君紹介)(第二五〇〇六六)
三三四	同外二十五件(江崎真澄君紹介)(第二四一〇九〇)	三四七	昭和外四十二年産産者米表価に關する請願 (阿部喜元君紹介)(第二三一一三三)	三九三	同外十四件(猪俣浩三君紹介)(第二五〇〇六六)
三三五	同(太田一夫君紹介)(第二四一一一一)	三四八	同(井原岸高君紹介)(第二三一一四四)	三九四	同外三件(大野市郎君紹介)(第二五〇〇六八)
三三六	同外八件(大竹太郎君紹介)(第二四一二二二)	三四九	同(高橋英吉君紹介)(第二三一一五五)	三九五	同外一件(岡本隆一君紹介)(第二五〇〇六九)
三三七	同(大野市郎君紹介)(第二四一三三三)	三五〇	同(關谷勝利君紹介)(第二三一一六六)	三九六	同外三件(小泉純也君紹介)(第二五〇〇七〇)
三三八	同外五件(加藤六月君紹介)(第二四一四四四)	三五〇	土地改良区の職員給及び事務費に對する 財政措置に關する請願(三池信君紹介) (第二三四四四)	三九七	同(佐藤洋之助君紹介)(第二五〇〇七一)
三三九	同外一件(工藤良平君紹介)(第二四一五五五)	三五二	昭和外四十二年産たね基準価格に關する 請願(秋田大助君紹介)(第二三四六六)	三九八	同外一件(砂原格君紹介)(第二五〇〇七二)
三三〇	同外一件(佐藤觀次郎君紹介)(第二四一六六六)	三五三	同(川野芳滿君紹介)(第二三四七七七)	三九九	同(只松祐治君紹介)(第二五〇〇七三)
三三一	同外一件(田村元君紹介)(第二四一七七八)	三五四	同外五件(山中貞則君紹介)(第二三四八八八)	四〇〇	同外四件(塚田徹君紹介)(第二五〇〇七四)
三三二	同外一件(中馬辰猪君紹介)(第二四一八八八)	三五五	同外十一件(宇野宗佑君紹介)(第二四〇〇六六)	四〇一	同外十二件(永山忠則君紹介)(第二五〇〇七五)
三三三	同外三件(塚田徹君紹介)(第二四一九九九)	三五六	同(中馬辰猪君紹介)(第二四〇七七七)	四〇二	同(西宮弘君紹介)(第二五〇〇七六)
三三四	同外十三件(中尾栄一君紹介)(第二四二〇〇〇)	三五七	中国産食肉の輸入禁止解除に關する請願 (千葉佳男君紹介)(第二四八二二二)	四〇三	同(芳賀貢君紹介)(第二五〇〇七七)
三三五	同(中村重光君紹介)(第二四二一一一)	三五八	同(内藤隆君紹介)(第二四八三三三)	四〇四	同外十件(藤山愛一郎君紹介)(第二五〇〇七八)
三三六	同外一件(長谷川四郎君紹介)(第二四二二二二)	三五九	昭和外四十二年産たね基準価格に關する 請願(川崎寛治君紹介)(第二四八四四四)	四〇五	同外八件(三宅正一君紹介)(第二五〇〇七九)
三三七	同外六件(橋口隆君紹介)(第二四二三三三)	三六〇	同外一件(床次徳二君紹介)(第二四八五五五)	四〇六	同外一件(柳田秀一君紹介)(第二五〇〇八〇)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七〇一	同(山口喜久一郎君紹介)(第三六一五号)	七二八	国有林野の活用に関する法律案反対に関する請願(斎藤実君外一名紹介)(第三七三五号)	七四九	米価に関する請願(久保三郎君紹介)(第三八六一号)	七七四	同(栗林三郎君紹介)(第四〇五一号)
七〇二	中小企業を圧迫する農協事業の是正に関する請願(大平正芳君紹介)(第三六一六号)	七二九	昭和四十二年産米米価に関する請願外一件(八田貞義君紹介)(第三七三六号)	七五〇	農業協同組合農事放送施設の助成に関する請願外一件(小澤貞孝君紹介)(第四〇三〇号)	七七五	同(田代文久君紹介)(第四〇五二号)
七〇三	同(佐々木秀世君紹介)(第三六一七号)	七三〇	昭和四十二年産米米価に関する請願外四件(栗林三郎君紹介)(第三七三七号)	七五一	同(大橋武夫君紹介)(第四〇三十一号)	七七六	同(田邊誠君紹介)(第四〇五三三三)
七〇四	同(志賀健次郎君紹介)(第三六一八号)	七三一	同(兒玉末男君紹介)(第三七三八号)	七五二	同(大野市郎君紹介)(第四〇三二二二)	七七七	同(松本善明君紹介)(第四〇五四四四)
七〇五	同(野田武夫君紹介)(第三六一九号)	七三二	同(地崎宇三郎君紹介)(第三七三九号)	七五三	同(木部佳昭君紹介)(第四〇三三三三)	七七八	昭和四十二年産米米価に関する請願(安宅常彦君紹介)(第四〇五五五五)
七〇六	土地改良区の職員給及び事務費に対する財政措置に関する請願(松野頼三君紹介)(第三六二二二二)	七三三	同(内藤良平君紹介)(第三七四〇号)	七五四	同(吉川久衛君紹介)(第四〇三四四四)	七七九	同(麻生良方君紹介)(第四〇五六六六)
七〇七	昭和四十二年産米米価等に関する請願(天野光晴君紹介)(第三六二二二二)	七三四	同外一件(永井勝次郎君紹介)(第三七四一四一)	七五五	同(櫻内義雄君紹介)(第四〇三五五五)	七八〇	同外二件(池田禎治君紹介)(第四〇五七七八)
七〇八	米価に関する請願(森義親君紹介)(第三六二三三三)	七三五	同外五件(小川平二君紹介)(第三七四二二二)	七五六	同(竹下登君紹介)(第四〇三六六六)	七八一	同(稻村隆一君紹介)(第四〇五八八八)
七〇九	豚肉の消費拡大等に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三七一九号)	七三六	同(水野清君紹介)(第三七四三三三)	七五七	同(高橋清一郎君紹介)(第四〇三七七三)	七八二	同(受田新吉君紹介)(第四〇五九九九)
七一〇	薬用ニシンの中華民国への輸出再開に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三七二〇二〇)	七三七	同外二十五件(小平忠君紹介)(第三八六二二二)	七五八	同(高見三郎君紹介)(第四〇三八八八)	七八三	同外一件(内海清君紹介)(第四〇六〇六〇)
七一一	中小企業を圧迫する農協事業の是正に関する請願(内田常雄君紹介)(第三七二二三三)	七三八	同(高橋英吉君紹介)(第三八六三三三)	七五九	同(谷垣專一君紹介)(第四〇三九九九)	七八四	同(江田三郎君紹介)(第四〇六一一一)
七一二	同(小笠公留君紹介)(第三七二三三三)	七三九	同外七件(玉置一徳君紹介)(第三八六四四四)	七六〇	同外十件(塚田徹君紹介)(第四〇四〇四〇)	七八五	同外四件(小澤貞孝君紹介)(第四〇六二二二)
七一三	同(小澤太郎君紹介)(第三七二四四四)	七四〇	同外二件(地崎宇三郎君紹介)(第三八六五五五)	七六一	同(中澤茂一君紹介)(第四〇四一一一)	七八六	同(折小野良一君紹介)(第四〇六三三三)
七一四	同(大石武一君紹介)(第三七二五五五)	七四一	同(永山忠則君紹介)(第三八六六六六)	七六二	同(三ツ林弥太郎君紹介)(第四〇四二二二)	七八七	同外二件(春日一幸君紹介)(第四〇六四四四)
七一五	同(櫻内義雄君紹介)(第三七二六六六)	七四二	農業者年金制度の早期創設に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三八四九九九)	七六三	同外七件(渡辺肇君紹介)(第四〇四三三三)	七八八	同(河村勝君紹介)(第四〇六五五五)
七一六	同(瀬戸山三男君紹介)(第三七二七七七)	七四三	土地改良区の職員給及び事務費に対する財政措置に関する請願(赤澤正道君紹介)(第三八五〇〇〇)	七六四	同(大石八治君紹介)(第四〇四四四四)	七八九	同外二件(神田大作君紹介)(第四〇六六六六)
七一七	同(田中榮一君紹介)(第三七二八八八)	七四四	農業協同組合農事放送施設の助成に関する請願(猪俣浩三君紹介)(第三八五一五五)	七六五	同外一件(前尾繁三郎君紹介)(第四〇四五五五)	七九〇	同(小松幹君紹介)(第四〇六七七七)
七一八	同(廣瀬正雄君紹介)(第三七二九九九)	七四五	同外八件(稻葉修君紹介)(第三八五二二二)	七六六	同(村上勇君紹介)(第四〇四六六六)	七九一	同(佐々木更三君紹介)(第四〇六八八八)
七一九	同(藤井勝志君紹介)(第三七三〇〇〇)	七四六	同外八件(大竹太郎君紹介)(第三八五三三三)	七六七	中小企業を圧迫する農協事業の是正に関する請願(大久保武雄君紹介)(第四〇四七七七)	七九二	同外一件(佐々木良作君紹介)(第四〇六九九九)
七二〇	同(古川文吉君紹介)(第三七三一一一)	七四七	同(金丸信君紹介)(第三八五四四四)	七六八	同外三件(小山省二君紹介)(第四〇四八八八)	七九三	同外四件(鈴木一君紹介)(第四〇七〇〇〇)
七二一	同(山手満男君紹介)(第三七三二二二)	七四八	同外二件(玉置一徳君紹介)(第三八五五五五)	七六九	同(櫻内義雄君紹介)(第四〇四九九九)	七九四	同(田畑金光君紹介)(第四〇七一七二)
七二二	同(天野公義君紹介)(第三七三三三三)	七四九	同(金丸信君紹介)(第三八五四四四)	七七〇	同(飯岡兵輔君紹介)(第四〇五〇〇〇)	七九五	同(竹本孫一君紹介)(第四〇七二二二)
七二三	同(荒船清十郎君紹介)(第三八五六六六)	七五〇	同外八件(大竹太郎君紹介)(第三八五三三三)	七七一	消費者米価等引上げ反対に関する請願(安宅常彦君紹介)(第四〇四八八八)	七九六	同(谷口善太郎君紹介)(第四〇七三三三)
七二四	同(江崎真澄君紹介)(第三八五七七七)	七五一	同(大橋武夫君紹介)(第四〇三十一号)	七七二	生産者米価等に関する請願(實川清之君紹介)(第四〇四九九九)	七九七	同外三件(中村時雄君紹介)(第四〇七四四四)
七二五	同(小峯柳多君紹介)(第三八五八八八)	七五二	同外五件(大野市郎君紹介)(第四〇三二二二)	七七三	米価に関する請願(川上貫一君紹介)(第四〇五〇〇〇)	七九八	同(林百郎君紹介)(第四〇七五五五)
七二六	同(竹下登君紹介)(第三八五九九九)	七五三	同(木部佳昭君紹介)(第四〇三三三三)	七七四	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)	七九九	同(吉田之久君紹介)(第四〇七六六六)
七二七	同(登坂重次郎君紹介)(第三八六〇〇〇)	七五四	同(吉川久衛君紹介)(第四〇三四四四)	七七五	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)	八〇〇	同外五十二件(浅井美幸君紹介)(第四〇七七八八)
		七五五	同(櫻内義雄君紹介)(第四〇三五五五)	七七六	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)	八〇一	同外八十七件(有島重武君紹介)(第四〇七九九九)
		七五六	同(竹下登君紹介)(第四〇三六六六)	七七七	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七五七	同(高橋清一郎君紹介)(第四〇三七七三)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七五八	同(高見三郎君紹介)(第四〇三八八八)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七五九	同(谷垣專一君紹介)(第四〇三九九九)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六〇	同外十件(塚田徹君紹介)(第四〇四〇四〇)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六一	同(中澤茂一君紹介)(第四〇四一一一)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六二	同(三ツ林弥太郎君紹介)(第四〇四二二二)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六三	同外七件(渡辺肇君紹介)(第四〇四三三三)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六四	同(大石八治君紹介)(第四〇四四四四)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六五	同外一件(前尾繁三郎君紹介)(第四〇四五五五)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六六	同(村上勇君紹介)(第四〇四六六六)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六七	中小企業を圧迫する農協事業の是正に関する請願(大久保武雄君紹介)(第四〇四七七七)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六八	同外三件(小山省二君紹介)(第四〇四八八八)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七六九	同(櫻内義雄君紹介)(第四〇四九九九)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七七〇	同(飯岡兵輔君紹介)(第四〇五〇〇〇)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七七一	消費者米価等引上げ反対に関する請願(安宅常彦君紹介)(第四〇四八八八)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七七二	生産者米価等に関する請願(實川清之君紹介)(第四〇四九九九)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		
		七七三	米価に関する請願(川上貫一君紹介)(第四〇五〇〇〇)	七七八	同(久保三郎君紹介)(第三八六一号)		

八〇二	同外百二件 (伊藤惣助九君紹介) (第四一六三号)	八二三	同外二十七件 (広沢直樹君紹介) (第四一八四号)	ております造林公社についてお伺いをいたしたいと思ひます。
八〇三	同 (伊能繁次郎君紹介) (第四一六四号)	八二四	同外六件 (伏木和雄君紹介) (第四一八五号)	白書を見ますと、造林公社というものが民有林の植林に大きな役割りを果たしておられることは指摘しておりますけれども、一体この造林公社が現在全国でどの程度の規模で展開しておるか、それらの実態を把握しておられるかどうか、お伺いいたします。
八〇四	同外九件 (石田幸四郎君紹介) (第四一六五号)	八二五	同外四十七件 (正木良明君紹介) (第四一八六号)	○若林政府委員 造林公社の実態について申し上げます。
八〇五	同 (小澤太郎君紹介) (第四一六六号)	八二六	同外八十三件 (松本忠助君紹介) (第四一八七号)	昭和四十二年五月末現在におきまして、二十七日の府県で二十八の造林公社が設立を見ております。これらの造林公社に対しましては補助あるいは融資の關係でございますが、四十一年度の数字で申し上げますと、補助につきましては一億四千七百万円、融資につきましては四億二千四百万円、こういうふうな情勢になっておるのでございます。それから、実際に造林をやりました事業分量でございますが、これは四十年度の数字でございますが、公社造林で三千三百六十八ヘクタールという実績を四十年度にあげておるのでございます。
八〇六	同外九件 (小川新一郎君紹介) (第四一六七号)	八二七	同外一件 (本島百合子君紹介) (第四一八八号)	○伊賀委員 私は、先日の本会議で、大臣に造林公社に対する国の指導方針についてお伺いをしたわけでありましたが、きのうも森委員から大臣の答弁がなかったという御指摘があったわけですが、造林公社に対して国の指導方針の基本的な考え方があればお伺いしたいと思ひます。
八〇七	同外七件 (小池新次君紹介) (第四一六八号)	八二八	同外十一件 (森清君紹介) (第四一八九号)	○若林政府委員 民有林におきましては造林事業につきましては、できる限り森林の所有者または所有者が組織をいたしております森林組合等によりまして自主的に造林事業が行なわれることが望ましいというふうな考えでおるのでございます。しかしながら、最近の造林の推移等にかんがみまして、造林公社事業につきましては、今後とも各府県の特徴を生かしながら、かつまた自主性を尊重してまいる考えでおるのでございます。
八〇八	同外三件 (大野潔君紹介) (第四一六九号)	八二九	同外九件 (山田太郎君紹介) (第四一九〇号)	○伊賀委員 ただいまの造林公社の実態について補助とか融資等の御説明がありました、各府県の自主性とも関連して、各府県によって、たとえば造林公社の事業対象が国有林である場合、あるいは民有林といひましても、公有林あるいは財産区所有林ないしは純粋な個人所有、こういう形でありまして、府県ごとにそれらの比率はどういうことになっておりますか。
八〇九	同外三十六件 (大橋敏雄君紹介) (第四一七〇号)	八三〇	同外七十九件 (渡部一郎君紹介) (第四一九一号)	○若林政府委員 造林公社が対象といたしておりますのは、国有林はございません。民有林の中で公有林あるいは私有林、こういうものを対象にいたしておるのでございますが、全体的で申し上げますと、私有林対象のものが多くのでございます。
八一〇	同外三十四件 (近江巳記夫君紹介) (第四一七一七号)	八三一	同外四十二年産米価に關する請願 (塚原俊郎君紹介) (第四一九二二号)	○伊賀委員 たしか鹿児島県だっと思ひますが、あそこは国有林が一部入っていると記憶しておるのですが、どうでしょうか。
八一一	同外十三件 (岡本富夫君紹介) (第四一九二二号)	八三二	昭和四十二年産米価の値上げ等に關する請願 (増田甲子七君紹介) (第四一九三三三号)	○若林政府委員 屋久島におきまして鹿児島県の造林公社がやっておりますのは、これは国有林でございます。
八一二	同外四十八件 (沖本泰幸君紹介) (第四一九三三三号)	八三三	農業者年金制度の早期創設に關する請願 (増田甲子七君紹介) (第四一九四四号)	それから比率でございますが、民有林につきましては、公有林と私有林と分けました場合に、私有林は約七割を対象といたしまして造林公社が造林事業をやっておりますような情勢でございます。
八一三	同外三十三件 (北側義一君紹介) (第四一九四四号)	八三四	豚肉の消費拡大等に關する請願 (増田甲子七君紹介) (第四一九五五号)	○伊賀委員 そこで、ただいま補助、融資のお話がありましたが、補助とか融資というのは何を基準にして行なわれておるのでしょう。私は、本会議でも、公社に關連した単独立法あるいは法制的整備ということを質問をしたわけですが、御回答がなかったわけでありましたが、ただ漫然と融資とか補助金というものは、その年その年の予算の範囲内でおやりになっておるのか。やはりはっきりした基準を設けて、ないしは単独法でたとえば公社法とかいったようなものを整備していく必要があらうかと思ひますが、どうでしょうか。
八一四	同外十三件 (小平忠君紹介) (第四一九五五号)	八三五	薬用ニンジンの中華民国への輸出再開に關する請願 (増田甲子七君紹介) (第四一九五五号)	○若林政府委員 公社は御承知のように年次計画を立てて事業をやっております。当然その事業計画の中で資金計画というものが立てておるわけでございます。そういう計画に基づきまして補助を受ける、あるいは補助融資を受ける、あるいは二十八の公社の中で四公社でございますが、全
八一五	同外百三十三件 (斎藤実君紹介) (第四一九七六号)			
八一六	同外三十五件 (鈴切康雄君紹介) (第四一九七七号)			
八一七	同外七件 (鈴切康雄君外一名紹介) (第四一九七八号)			
八一八	同外二十一件 (田中昭二君紹介) (第四一九七九号)			
八一九	同外十二件 (玉置一徳君紹介) (第四一九八〇号)			
八二〇	同 (戸叶里子君紹介) (第四一九八一号)			
八二一	同外百四十三件 (中野明君紹介) (第四一九八二号)			
八二二	同外七件 (樋上新一君紹介) (第四一九八三			

額融資を受けるのか、そういうふうな公社自体が立てております事業計画、資金計画等によりまして事業の実行をやっておりますのでございます。

○伊賀委員 公社の計画といいますが、たといは、いまおっしゃいますように、各公社が計画を立てて、ある県から、一年間の事業量が十億なら十億、そのうちの自己資金は一億しかありません、したがって、あとの九億は融資を仰ぎたいという自主的な事業計画が出たら、そのまま認めていかれるわけですか、計画に基づくということになります。

○若林政府委員 融資につきましては、事業費の八割ということで現在融資が行なわれておるのでございます。

○伊賀委員 補助は。

○若林政府委員 補助は対象によりましていろいろございます。補助金の場合におきましては、点数制で現在補助をいたしております、再造林におきましては六十点、拡大造林におきましては百二十点、さらにその上にたとえば団地造林をやるというふうな場合には五十点が加算になると、この点数の合計に對しまして国から三割、都道府県の負担が一割、四割がこれにかかりまして実質的な補助金のワケになるわけでございます。

○伊賀委員 国が三割、県が一割と言いますけれども、これは何に基づいてそういう基準が定められたのですか。

○若林政府委員 造林の補助金の交付要綱によつてきめておるのでございます。

○伊賀委員 そうしますと、その要綱というのは毎年違うわけですね。

○若林政府委員 ずっとこの三割補助ということをやつてまいっております。

○伊賀委員 私は兵庫県ですけれども、たとえば兵庫県の造林公社に例をとりますと、当初は約六十億をかけて一万町歩を十年計画でやるのだというところで出発をしましたが、いづれも、

己財源がありません。融資もいま御指摘のとおり八割しかありません。そうすると、あとの二割は自己財源でまかなわなければならない。いま点数制云々というお話がございましたが、その補助金の残額はやっぱり自己財源でやらなければならない。こういうことになりまして、毎年当初の計画どおり進んだ年は少なくとも兵庫県の限りの限りはございませぬ。おそらくこれは各府県とも同様であらうと思ひますが、いま御指摘の融資の八割と、それから各種類によつて補助金が違うようですけれども、それで造林公社の各府県が計画しておるものが順調に行なわれていくと長官はお考えでしょうか。

○若林政府委員 公社造林の事業をより適正円滑に拡大をはかりましたために、私どもは一応たゞいまのところは八割ということをお願いいたしまして融資をいたしておるわけでございますが、こういつた融資比率の引き上げというふうなことにいつて今後検討してまいりたいというふうなことで現在考えておるのでございます。

○伊賀委員 融資に關連いたしまして、いま事業量に對する八割の融資であります、管理費に對してはどの程度の融資を認めておられますか。

○若林政府委員 管理費に對しては入つておらないのでございます。

○伊賀委員 確かに事業量に對する融資が八割では十分とは言えませぬけれども、特に管理費に對しては御認識を改めたらなければいかぬと思ひますのは、民間と違ひまして、こうした公社的な、公的な経営体になる場合には、管理費というものが決して少額ではありません。相当大きなウエイトを持つてありまして、どこかの府県でも管理費に對する融資がないというところにいるという問題が出ておると思うのであります、この管理費に對して融資の対象にすべきだと思ひますが、この点どうでしょうか。

○若林政府委員 管理費の問題につきましては、公社造林の場合ばかりでなくて、造林融資一般の問題とも關連いたしますので、いまだに管理

費を融資の対象にするとかしないとかということにつきましては、ちよつとお答えを申しかねるわけでございますが、そういう問題等も含めまして、今後の造林公社のあり方あるいは造林公社の事業の推移等を見まして、将来どういふふうな造林公社というものを持つていったらいいかというふうなことにつきまして、抜本的に検討いたしたいと考えております。

○伊賀委員 すべてを一括して今後ひとつ検討しますと逃げられたのでは、ちよつと困るのであります、いつごろ検討は終わるつもりでありますか。いつごろこれら公社に對するいろいろな事柄を整備されて実行に移されようとしておりますか。

○若林政府委員 御承知のように、各県で造林公社が発足いたしました歴史も新しいわけでございます。したがって、今後の造林公社事業の推移を見まして検討いたすわけでございますので、ただいまいつごろだと言われましても、いつごろに結論を出すというふうなことはちよつと申し上げかねるわけでありまして、御了承いただきたいと思ひます。

○伊賀委員 きょうも森委員から御指摘もありましたし、私も本会議で指摘したのでございます、白書も三回目になるわけで、これをずっと読みますと、白書に書いてあることは、分析とその対策が三年間ほとんど同じことが繰り返されて、こういうふうにならぬから言いますと見えるわけでありまして、いまの長官の答弁を聞いておりますと、やはり白書と同じように、これから検討いたします、時期は明示できません、来年になりましてやはり検討いたします、再来年も検討いたしますというところで終わるつもりでありますか。

○若林政府委員 最近の林業の動向にかんがみまして、林業白書あるいは来年度に講すべき施策というところで国会にも提出申し上げておりますが、いづれにいたしましても、こういった一連の総合的な施策というものにつきましては、なるべく早く結論を出し、結論の出たものから順次具体的に

施策面に反映してまいりたいと考えております。四十二年度等におきましても、生産対策の中で例をあげて申し上げますと、たとえば林道の補助体系の整備あるいは団地造林制度の新設等もいたしておりますし、また御審議をいただいております制度の改正というふうなことも考えておるのであります、できるものはそのつど施策としてこれを具体的なものにしてまいるというふうに考えております。ただいまの公社造林等の問題について、なるべく早く結論を出しまして、先生のお話のように、公社造林事業というもののより推進をはかり得るようになす努力をいたすつもりでございます。

○伊賀委員 抜本的には総合的な対策というものが早急に整備されるべきでありましようけれども、御指摘のとおりできるものからやつてもいいと思ひますが、そうしますと、具体的に申し上げまして、管理費を融資対象のワケに入れるということ、これは、一般造林との関係がありますからというお話でありましたが、ただいま申し上げたとおり、一般造林の場合には、個々の林家が経営していただくわけでありまして、その場合の管理費と、それからこうした公的な機関が経営する場合の管理費というのは、うんと意味が違ふと思うのです。そういう意味で、一般林家の管理費の場合には、もちろん林業ばかりでありませぬ、その他のいろいろなものとの総合的な中で管理がなされていくわけですから、公社的な場合には、それ専門に管理していくわけでありまして、人的その他の面からいいますと、一般造林とのかねあいでも云々ということでは、少し私は納得できないわけですが、この点はつきりひとつ御回答いただきたいと思います。

○若林政府委員 造林公社につきましては、立法措置をやつたらどうかというふうな御要請も現在出ておるわけでございます。ただいま先生からお話ございました問題等も含めまして、今後の造林公社をどう持つていったらいいかというふうな検討の中で解決をはかるように努力したいと思つ

ております。

○伊賀委員 そうしますと、管理費を含め、あるいは融資ワケを含めて検討するということですか、もしそういうふうな総合的に検討されようとするならば、これら造林公社についての総合的な見地から、問題点としてその他にもまだ問題があると思うのですけれど、いまだどういふ事柄を総合的に検討されようとしておりますか、具体的にひとつ御指摘をいただきたいと思ひます。

○若林政府委員 造林公社が事業を行ないます場合の対象の問題、あるいは先生からたゞいまいろいろお話が出ておりますような実際に事業をやります場合の造林公社の資金的な問題、こういった大きな問題があるかと思ひます。そういった点につきまして、造林公社の今後のその事業の推移というものを踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○伊賀委員 いえ、検討される場合に、何と何を具体的に検討されようとしておるかということをお伺いしておるわけです。

○若林政府委員 たゞいま申しましたように、対象地の問題、造林事業をやります対象の問題、それからどういふやり方でやるかという方法の問題、さらに資金の問題、こういった点を主体にいたしまして検討いたしてまいりたいと思つております。

○伊賀委員 それでは、私も何もかも全部研究し尽くしておるわけではありませんが、その他に問題になるべきものとしては、すでに公社が発足してから、早く発足したところは五、六年にもなるところがあると思ひます。順次事業の充実とともに、これら公社に働く職員も相当数にのぼつておると思うのでありますが、職員数は全国でどれくらいになっておりますか。

○若林政府委員 公社の職員につきましては、平均十名ないし十五名でございます。それから、公社造林に従事いたしております林業労働者でございますが、これが平均いたしまして五十名から百名というふうな状況に相なつてお

ります。

○伊賀委員 そうしますと、職員の場合と労働者の場合とは、勤務条件その他も違うわけですが、これも、これらの職員の勤務の条件、たとえば年金制度だとか社会保障制度とか、それらの問題についてはどういふことになっていきますか。

○若林政府委員 たゞいまのところ、公社によりましていろいろ実態が違つておるようござい

○伊賀委員 違つておるようでございます。は、たぶんそれはそうだろうと思ひますけれども、しかし、それではどうも回答にならぬのと違ひますかね。たとえば、進んだところは社会保障やいろいろな施策はこういうふうになっております、やつてないところはこういう姿でありますと……。

○若林政府委員 先ほど申し上げましたように、いろいろ実態が違うわけでございますが、公社によりましては、県からの出向職員が公社の仕事をやつておるというふうな公社もございまして、それから純然たる公社職員というものもあるわけでございます。退職金その他の制度等も、大体のものがとられておるようでございますが、これも公社によりまして若干差があるというのが実態でございます。

○伊賀委員 きのう、おとこの論議の中でもあつたわけですが、職員の場合は県の出向職員という場合もあつた。たとえば、その組織によつて違ひますけれども、管理部門の責任のある常務とか部長とかいったものは、県の出向職員でほとんど満ちておるわけですが、その他一般の職員というものは、公社単独で採用しておる。しかし、いずれにしても、職員の場合には、厚生年金その他の社会保障制度は、十分とは言えないまでも、ある程度まで完備しておると思ひますけれども、問題は、やはり現場で働く労働者が問題でありまして、たとえば兵庫県なんかにおきましては、おそろく全国でもそうだろうと思ひますが、また、きのう、おとこの論

議の中でもありました。問題は、そうした管理部門にだけ人が充実しておりますけれども、これは一つも木は植わりません。やはり現場でこをもち、あるいはくわを持つて、現実に土地を整備し、苗木を植えていく労働者がおらなければどうにもならぬわけでありまして、何と言いましても、現場で働く労働者の生活というものを確保してやる以外には方法はないと思ひます。そういう意味で、管理部門の職員とともに、現場の労働者に対する労働力の確保の対策について、きのう、おとこの論議がありましたけれども、一体どういふ考え方で指導されようとしておりますか。

○若林政府委員 林業労働者の確保につきましては、やはり雇用の安定の問題がございまして、さらにまた、いろいろな社会保障制度の充実という問題もあるわけでございます。昨日、大臣からもお答え申し上げましたように、私どもいたしましては、今後こういつた面の雇用の安定なり、あるいは社会保障制度の充実という面につきまして、さらに努力いたしてまいりたいと考えております。

○伊賀委員 民有林の場合には、きのうかなり突つ込んだ森委員との質疑応答が重ねられましたけれども、公社の場合でも、やはり専門の植林班といったようなものを設置して、そして専門的にやつていかなければ、いまのようにならぬ現場で採用で日々雇用で日雇いの労働者のような形で、造林が進まないと思ひますので、ひとつこういう点についても十分に配慮して、今後の対策を講じてもらいたいと思ひますが、今後の対策を講じてもらひたいと思ひますが、たださういふものも含めて今後検討しますということですか、いつごろそれが行なわれるか、見当もつかないわけですが、国のほうは検討検討と言ひますけれども、現に毎日全国どこかで造林というものが進行しておるわけで、これは一刻も瞬時もゆるがせにすべき問題じゃないと思ひます。いまの検討の時期をはつきり明示していただきたいと思ひます。

○若林政府委員 造林公社のあり方につきまして

は、なるべく早く結論を出したいというふうな考へております。

○伊賀委員 どうもなるべく早くということではしかなかったのですが、次官、どうですか。

○草野政府委員 検討の時期を明示しろということですが、検討でございましてから、真剣に検討を重ねた結果、それがどういふふうな内容となつて結果を生み出してくるかということになつてきますので、したがつて、その検討を真剣に進めるといふ過程の中から、その結果といふものがいつになるかということが明瞭になつてくるのであります。したがつて検討に入つた段階において、いつ結果を出すか、結果を出す日をきめておいて検討に入るのか、それらの点が問題でございますが、たゞいま申し上げておつたように、すみやかなる結果を生み出すように検討を続けていつてみたい、さうに考えております。

○伊賀委員 まあ、ことが適当かどうか知りませんが、日本は林業施策といふものは進展しませんが、次官。だから、たとえば四十二年度中に検討を終わつて四十三年度から実施していきまうと、あるいは、たとえば調査費なら調査費が必要ならば、当初予算には調査費はないけれども、予備費なら予備費から大体どれぐらいの調査費を計上して、いつごろその検討を終わりますと、かいうように、具体的に明示してもらひませんか、そんなことでは納得できません。

○草野政府委員 納得していただけないということになりますと、これは実は困つたことなんです。造林公社は、御承知のとおり、その実態がそれぞれまちまちであります。したがつて、内容も違ひ、規模も違ひ、やうやうとしておる範囲もまたそれそれ異なつておるだけに、発足して間もない今日の段階においては、足並みがそろつておらない。それをどう足並みをそろえていくかということとがこれからの問題でありますから、したがつて、それらのものを総合的に考えながら検討していくということでございます。〔真剣にだ〕と呼ぶ

者あり）検討する場合には、これはもとより真剣にするわけでごさいます、なおざりな検討をするということではございせん。したがって、当局が検討するというに對して御信用をいただきたいということでごさいます。

○伊賀委員　くどいようですが、いまや造林公社は、たゞいまも御指摘のとおり、すでに四十六都道府県のうち半数以上に上がつておるわけであり、白書も指摘しておるとおり、先ほども指摘しましたけれども、民間造林においてこの公社というものの果たす役割りは非常に大きなウエイトを持つておるわけです。次官は、いま、各府県違ひますと言いますが、それは違ひます。違ひますけれども、そう個々でんでんばらばらだという意味ではないわけでありまして、大体同じような方向をこの府県とともってあります。多少の差はありますけれども、ですから、先ほども指摘申し上げましたけれども、何べん同じことを繰り返してもしかたがありませんから、ひとつこの点については、少なくとも四十二年度中ぐらいいは検討を終えて、そして四十三年度から――先ほども長官の御答弁のありました単独立法というような声もある。私もやはり、これは先ほど申し上げましたとおり、いまやわが国の府県が半数以上にでき、しかもまだ今後できる見通しがあるわけでありまして、これは早急にひとつ単独立法等の措置を要望しておきたいと思ひます。

○草野政府委員　単独立法ということばが出ておりますが、単独立法ということについては、それを含めながら検討しておる段階であつて、したがつて、その単独立法ということにもお幾多の問題点を持つておるわけであり、したがつて、たゞいま四十二年度中というお話がありましたが、それを目標にいたしまして努力をいたしてみたいと考えております。

○伊賀委員　この公社につきましては、まだいろいろ問題がありますけれども、約束の時間がまいりましたので、あとは別の機会に譲らしていただきます。

きまして、これで終わります。

○本名委員長　赤路友藏君の関連質問を許します。赤路友藏君。

○赤路委員　ちよつと関連をさしていただきたい……この予算書をちよつと拝見しますと、造林事業の拡充の項目がある。これで造林事業費が八億二千万円、昨年度よりふえておるわけですね。そうして造林面積においては一万七千ヘクタール減少しておるわけですね。おそらく、こゝで書いておるように、それは補助単価を引き上げることによつておるのだと思ふが、こういうやり方で六十年年度を目標にした全国造林計画というのが完成されるかどうか、これが一点。

もう一つ、治山事業の推進のところなんです。民有林治山と、それから国有林と、これを比較してみますと――これは事業実施計画の資金ですね。民有林と比較して国有林のほうは約十分の一ですね。民有林治山が百九十二億、そして国有林治山が二十億、約十分の一なんです。このことは、民有林は里山が非常に多いということを一つあらわしておるんだと思ふ。たとえば地すべりをしたとかんとか、里山が多いということ。それからもう一つは、里山が多いということだけではなくして、森林伐採が非常に多過ぎるのじゃないか。これは国有林面積と民有林面積を比較すると、国有林面積は民有林面積の半分しかありません。それで、蓄積量はちよつととんとんなんです。そういうことがこの面へあらわれておるのか。この二点をひとつお聞きしたい。

○若林政府委員　造林の補助予算の関係でございますが、四十二年度におきましては、御承知のように、単価の大幅引き上げ及び団地造林制度という新しい制度を造林につきまして設けたわけであり、そういう面において相当なワクを使つたといふことで、全体の造林事業分量につきましては、そういう面で若干計画としては下回つておるのをごさいます。

それから、二番目に御指摘のございました治山関係の事業費の関係でございますが、民有林につ

きましては、これは国の補助額が出ておると思ひます。それから国有林のほうにつきましては、そこに出ておられますのは国有林の中の十大流域、これは一般会計で実は昨年度から国有林の治山をやるように新しい制度を設けたのでございまして、その分だけが計上されておるのでございまして、それ以外の国有林の治山事業につきましては、国有林野事業特別会計の中で予算を編成いたしておるのでございまして。

○赤路委員　この治山事業の民有林に対するものと国有林に対するもの、国有林のやつは十地域だ。そうすると、国有林の治山事業をやるということについては他のどこかで予算を計上しておる、あなたの答弁からいけばこういうふうな考へていいかと思ふ。大体どの程度になりますか。

○若林政府委員　国有林治山事業は総額で約八十四億でございます。

○赤路委員　そうすると、この治山の中で、もう一つちよつと関連するの聞いておきますが、あなただのほうで治水工法をやつておられますね。その治水工法の予算はどの程度あります。これはもう七、八年前からやつておるのですか。

○若林政府委員　五百二十万ほど計上いたしております。

○赤路委員　場所は何カ所、どこのこと……。

○手塚説明員　場所は九重、山梨県の奥多摩、それから東海地方でどこか一カ所たしかやつております。

○赤路委員　これで終わりますが、それで、希望しておきます。大体、林野庁の幹部が、これは非常に重要なんですが、大蔵省と相当折衝をしてやつておる。地下水をどうして増強するかということやられておるのです。よく調べておいていただきたい、このことを申し上げておきます。

○本名委員長　東海林君。

○東海林委員　私は、重要な点一点だけ大臣にお尋ねいたしますので、明確な御答弁をお願いいたします。

一日から私は各委員の本案に対する質問をお聞きしておたのでありますが、その中で、やはり最も重要な点として取り上げられておりますのは、本改正案によつて多数の中小山林所有者の経営の近代化あるいは生産性の向上というものが、はたしてほんとうに効果的に進めることができるかどうか、こういう点であつたようにお聞きしたわけでございます。このことは私も非常に重要な点だと思ひます。また世間の一部には、本改正案は大山林地主を擁護して、その反面、中小林家を収奪するたゞに買かれておる、と同時に、そういうような立場の者は大山林地主の擁護者である、こういうようなきわめて極端な批判をいたしておる者も一部にあることを私は承知いたしております。昨日、神田委員のこの点に対する質問に對しまして、大臣の御答弁の要旨は、一つは、森林組合が委託を受けて施業を実施する、もう一つは、少数の山林所有者が共同施業計画を立てて、一緒になつて植林なりその後の管理を実施することによつて、中小の山林所有者にもこの改正案というものは十分な効果があるのだ、こういうような趣旨の御答弁があつたように私は拝聴したわけでございます。しかし、そこで私がお尋ねしたいのは、特に大臣がおっしゃつた二つの中で、共同で計画を立て山林の経営をやつていくという趣旨については、私もさきから同感でございますが、しかし、これは単に林業面だけでなく、農業面におきましても共同で経営するというような、そういう実際の実情を見ますと、日本としてはまだ非常に不十分な点が多いように思ふわけですね。これをほんとうに具体化するためには、単に口先で指導するといふようなことだけではなかなか実効があらがらないのじゃないか。財政的な面におきましても、具体的にこれが実際の効果があらがうような相当の援助をするのでなければ、現段階においては十分な効果が期待できないのじゃないか、こういうことを私心配するわけであり、そこで、具体的にどういふような指導なり助成を

やうて、こういうような点についての一部の誤解等のないよう、また実際に中小山林所有者の経営の近代化なり生産性の向上というものが本案の改正を通じて実現できる、こういう点につきましても、もう一度大臣の明確な御答弁をわすれられない、このように思います。

○倉石国務大臣 お話しの点は、きわめて重要でございまして、昨日も申し上げましたように、五ヘクタール以下のものが大体九〇%を占めておる。そういうところで十分な政府の意図しておる施策計画が行なれないということではうまくないのではありませんか、政府もそういうことについては全力をあげなければならぬと思っております。そこで、御存じのように、ただいまの森林法は、森林資源の保護培養と森林生産力の増進をはかることを目的としたしておるものでありますけれども、このたびの改正は、その目的に沿ひまして、森林所有者の計画的森林施業の推進につきましての措置を定めようとするものでございまして、これによりまして森林計画の達成を確保しようといいたすものでございまして、制度の効果をあげますためには、規模の大小を問わず、できるだけ多くの森林所有者がこの制度による認定を受けて森林施業を行なうことをねらいといたしておるわけでございまして。したがって、森林施業計画制度の実施にあたりましては、計画認定の基準を規模に応じて設けるようにいたしたい。それからまた、昨日も申し上げましたが、森林組合が森林所有者の委託を受けて計画を作成することのできるようにするなど、いろいろな措置をとるとともに、各種の援助措置、すなわち、税制の面であるとか、あるいは造林の助成金を出すとかいうようなことで、大規模森林所有者のみならず、零細な多数の森林所有者に対しても、積極的に森林施業計画の認定を受けられるように政府は十分に配慮をいたしてまいりたい、こう思っております。

○東海林委員 いまの大臣の答弁は、今度の改正案の全体の趣旨の御説明としてはわかるわけですが、特に私がお聞きしたいのは、いまの答弁の中に一部あるわけですが、特に個々では力の足りない中小の山林所有者が共同で計画を立てて、経営の近代化なり生産性向上をはかるには、やはり大山林所有者に対する場合と幾分か違った厚い保護、助成、あるいは周密的指導というものが必要ではないか、私はこう思うわけですが、その点について特にどのように具体的に善処しようと考えておられるのか、その点を重ねて明らかにしていただきたい、こう思います。

○倉石国務大臣 ただいまも申し上げましたように、いわゆる施業受託というものは逐年だんだんふえてまいっておりますが、いまのお話の点は、非常に重要なことであると政府も考えておりますので、一そうその指導を充実して、この施業受託によるなど、森林組合の活用によって対処いたしてまいりたい、これを一つのたてまえとして考えておりますが、先ほど申し上げましたように、造林に対する補助をいたすとか、あるいは税制の面において特段の配慮をいたすというようなことをただいま考えておるわけでありまして。

○東海林委員 さっきの御答弁の中で、施業計画等の認定基準等については実情に沿うようである程度考へてやるといふ一点だけはわかつたのでありますが、経済力の少ない中小の山林所有者がそういう新しい共同計画を立ててやる場合に、私は、特にそういう力のない中小山林所有者という点にかんがみまして、そういう点でやはり一そう厚い——一般的な税制上の優遇というようなことはわかりませんが、そういうような点について特に配慮する必要があるのではないかと趣旨でお尋ねいたしておりますので、くどいようでありませんが、特に重要な点でございまして、もう一度はつきりしていただきたいと思ひます。

なぜ私がそういう点をくどくど申し上げますかと言いますと、先ほど申しましたように、一部に、これは大山林地主の擁護法案ではないかというような批判もあるわけですが、そういう点について、いまの点が明確になりませんと、私もこの法案に対する態度を決定する上に重大な点でございまして、

で、特に重ねてお願いしておるわけでありまして。○倉石国務大臣 これは財政当局ともいままです十分話をしてまいりましたが、さつき申し上げましたように、税制の面において特段の配慮をいたすほかに、ただいま申し上げました造林に対する補助、それから森林維持資金の補助、そういうようなことをいたして、経営の規模の小さい所有者に對しても、同じように施業を進めてまいることのできますようにいたしたい、こういうことであります。

○東海林委員 結果的に同じような効果を期待するたためには、力のないものに対しては、大きいものの、力のあるものより特別に指導なり助成というものをやらなければ、結果的には同じ効果が出ない、そういう意味で私は質問しておるわけですが、その点をはつきりしてもらわないと、これは簡単に質問を打ち切つたり、この態度を決するわけにまいりません。その点をはつきり腹におさめていただいて、もし私の質問の要点がわからなければ、どういふ点だということを、質問の要旨をはつきりしていただいた上で御返答願ひたいと思ひますが、私の質問の要旨が御理解いただけますでしょうか。

○倉石国務大臣 よくわかつておるわけでありませんが、政府としては、先ほど来申し上げましたようなことのほか、つまり、多くの部分を占めておるものが、御存じのように零細な所有者でありますから、そういう人たちに對しては同じように施業が行なわれるように、特段の配慮と指導をいたします。そういうことにつきましては、なお十分ひとつ政府の考へております施業が完全に行なえるようにあらゆる援助と指導をいたしたい、こういうたてまえでございまして。

これは私言うわけじゃありませんが、この改正案の趣旨が、いま大臣が御答弁のような趣旨で、成立した後においては、実施上遺憾なきを期していただきたいということ強く要望いたしまして、質問を終わります。

○本名委員長 他に質疑の申し出もありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○本名委員長 これより討論に入るのであります。別討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

森林法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○本名委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○本名委員長 この際、ただいま可決いたしました本案に、森義親君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。森義親君。

○森(義)委員 私は、ただいま議決されました森林法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派を代表して、附帯決議を付すべしとの動議を提出します。

まず、案文を朗読いたします。

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、速やかに林業基本法関連施策の整備をはかるとともに、法施行にあたり、とくに左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一、森林所有者の経営意欲を高揚して森林生産力の増強をはかるため、造林、林道等生産基

盤の整備をさらに強化し、あわせて森林施設計画認定制度の円滑な実施により林業の発展に資するよう努めること。

二、最近における林産物需給の動向にかんがみ、国産材の自給率をたかめる努力をすめるとともに、必要とする外材については、秩序ある輸入が行なわれるよう適切な措置を講ずること。

三、森林施設計画の認定をうけた小規模森林所有者に対する財政金融措置、例えば伐採調整資金制度等の活用について早急に検討し、その適用が受けられるよう必要な措置を講ずること。

四、森林施設計画認定制度の円滑な運用をはかるため、当該計画の作成および実施について森林組合の活用その他必要な措置を講ずること。

五、最近における農山村労働力流出の傾向に対処して林業労働力を確保するため、林業労働者に対する社会保障制度の充実、雇用安定策の確立等について早急に検討し、森林施設計画が円滑に実施出来るよう努めること。

以上であります。
その趣旨につきましては、今日までの質疑の過程においてすでに明らかにされておりますので、省略をさせていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○本名委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議について別に発言の申し出もないようでありますので、直ちに採決いたします。

ただいまの森義親君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○本名委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石国務大臣 ただいま御決定になりました附帯決議に關しましては、きわめて重要であり、適切な御決議であると存じますので、政府は、本法施行に際しまして、この御趣旨を尊重いたしまして対処する決意でございます。

○本名委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○本名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○本名委員長 暫時休憩いたします。
午前十一時三十七分休憩

午後三時十二分開議

○本名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○本名委員長 御異議なしと認めます。よって、請願の審査を行ないます。
今国会において当委員会に付託になりました請願は全部で八百三十五件であります。

これより日程第一から第八三五までの各請願を一括して議題といたします。

まず、審査の方法についておはかりいたします。

各請願の内容につきましては、請願文書表等によりましてすでに御承知のことと存じます。さらに先刻の理事会におきまして慎重に御検討いただきましたので、この際、各請願についての紹介議員よりの説明等は省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○本名委員長 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

本日の請願日程中、第一ないし第一〇、第二〇ないし第三一、第三三ないし第三六、第三八ないし第四四、第五八、第一六三、第二六六ないし第二六九、第三五一、第三五七ないし第三五九、第四四〇ないし第四四二、第四八七ないし第四八九、第五八一ないし第五八三、第五八六、第五八七、第五九二ないし第五九九、第六三五ないし第六三七、第六四二ないし第六六六、第六九六ないし第七〇一、第七〇六、第七〇九、第七一〇、第七四二ないし第七四八、第七五〇ないし第七六六及び第八三三ないし第八三五の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決し、第二六五、第三五二ないし第三五六、第三六〇ないし第三七二の各請願は、いずれも議決を要しないものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○本名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○本名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○本名委員長 なお、本日まで本委員会に參考送付されました陳情書は、お手元に配付いたしておりますとおり、林業振興に關する陳情書以外六十四件であります。

御報告をいたしておきます。

○本名委員長 引き続き、農林水産業の振興に關する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。淡谷悠藏君。

○淡谷委員 先般、山梨県のブドウに対するジベレリン剤の被害に關して、いろいろ質問申し上げましたが、いわゆる武田薬品のジベラ錠の成分について、まだ分析が十分やっていないので、あとで分析の結果を出すというお約束ございましたが、いまの段階でどの程度明らかになったのか、お尋ね申します。

○森本政府委員 御報告いたします。

先般申し上げましたように、農薬検査所におきまして、山梨県のほうで送付をいたしました武田ジベラ錠の四十二年度製品につきまして、同銘柄の過年度製品、それから他社の製品と比較しながら品質検査を実施いたしました。その概要は次のとおりでございます。

生物検定によります有効成分量については、所定の含有量をこえておりまして、いわゆる合格でございます。

それから、製品中の有効成分以外の成分につきましては、各年度間製品の成分の種類において定性的な差は認められない。当該製品について重炭酸ナトリウムの増量が若干認められました。

それから、当該製品の物理的性状についても調査を行ないましたが、その結果は、過年度製品と比較いたしました展着性は同等以上でございます。それから、水中崩壊性も改良されております。ただ、製剤水溶液のPHは若干高い値を示したというところでございます。

以上の検査結果を総合いたしますと、組成の一部変更、つまり、重炭酸ナトリウムの増量による水中崩壊性の促進、水溶液PHの変化以外には特に異状は認められなかった。この組成と同様な製剤の薬効に及ぼす影響につきましては、すでに二件の試験結果がございまして、昨年まで実施されております。その試験結果によりまして、影響のない旨の報告がございしております。したがって、現在まで段階におきましては、検査の結果、武田ジベラ錠は品質上の問題は特になくというふうな状況でございます。

○淡谷委員 概略お答え願いましたけれども、検査

査をしたのは山梨県の検査施設なんです。農林省自体は持ちこなしてないのです。それから、概略聞きましても、成分の数字等出ておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○森本政府委員 検査をいたしましたのは、先ほど冒頭で申し上げましたように、農林省の農薬検査所で行なった結果でございます。ちょっと数字は詳細にわたりますので、植物防疫課長から御報告申し上げます。

○安尾説明員 お答え申し上げます。

成分のジベレリンの検査につきましては、標準のジベレリンを一〇〇%といたしまして、四十一年度の武田ジベラ錠が一・二・四、それから四十一年の製品が一・〇・八・五、それから他社のジベレリンが一・〇でございます。

それから、先ほど物理性の中で展着性の問題がございましたが、表面張力並びに拡張指数で検査をいたしておりますが、これについてはいまちょっと数字がございません。それから、PHにつきましましては、四十一年度の製品のPHが五・三でございます。それから四十一年度の製品のPHが六・五ございまして、先ほど局長から御説明申し上げました過去二件の試験成績、この場合のPHは六・八でございます。

以上でございます。

○淡谷委員 そうしますと、ジベレリンは四十一年度の一・二・四から一・〇・八・五に減っております。それから他社の製品に比べてもちよつと低いように思う。これは明らかに変わってきています。

それから、展着剤もエアロールが主成分になっているようですが、エアロールは大体どのくらい入れたのか、分析結果は出ないですか。

○安尾説明員 お答え申し上げます。

先ほどのジベレリンのパーセントでございますが、これは従来から検定値といたしましては八〇%から一五〇%で合格というふうなことになると思います。

それから、いまの展着性の問題でございます

が、これにつきましては、エアロールのお話がございましたが、これは入れられておりますものは百PPMでございます。表面張力の数字を申し上げますと、これは表面張力のほうは少ない数字ほどいいわけでございます。そういたしますと、武田の四十一年の製品が四・〇、それから四十一年の製品が三・九・七、他社の製品が四・四・七。それから、もう一つ展着性につきましては、拡張指数というものをしております。この指数はむしろ大きいほどいいわけでございますが、それで見ますと、武田の四十一年の製品は六・三、それから四十二年が五・六、それから他社の製品が五・〇、こういうことでございまして、展着性はむしろいいと思います。

○淡谷委員 これは、農薬のPHは非常に植物の生育にとって大きな影響を持っているのですが、一体原則的にPHはどの程度まで許容できるか。それから、もう一つ、発泡剤は何を使ったかという点をお答え願いたいと思います。

○安尾説明員 先ほど申し上げましたのでございしますが、PHにつきましては過去の試験の二例がございまして、その場合は問題がなかったという試験例でございます。そのときのPHが六・八でございます。今度の四十一年度の武田ジベラ錠のPHが六・五でございます。従来のものが五・三でございます。過去の試験から申しますと、六・八でもいいんじゃないか、こういうことになりました。

○淡谷委員 これは問題のある点なんです。植物にとつて酸度が非常に害を及ぼすことは御承知のとおり。したがって、PHが五・三から六・五に上がったのです。その許容のPHが六・八といふと、非常に接近しております。この酸度に耐える力は植物によつてみな違うのです。天候によつてもやはり違います。そこで、エアロールの含有量に問題がないとすれば、急激にということはないと思いますが、五・三から六・五ですから、かなり高くなつておるのですが、それとの関係を精密にお調べになつておるか。植物の生育の

状態にもたいへん影響があるのです。幼い芽ほど酸度に対する抵抗力が少ない。成長したものはかなり耐える。ジベレリン剤は、御承知のとおり非常に若いうちに使うことがあるものですから、そういう点をも少し精密にお調べ願つたかどうかという問題。これは、来年度の薬の使用、さらに農薬取締法による農林省の責任という問題に関連します。実際に被害の起つておることは事実なんです。薬品の成分に何も問題がないとすれば、薬品全体の害があったというふうにはやはり見ざるを得ないのであります。その点をもう少し詳しく御見解をお示し願いたいと思うのです。

それから、発泡剤の内容、まだお答えがないようですが、何が使われたか。

○安尾説明員 ただいまのPHの問題でございますが、PHの問題につきましては、武田のジベラ錠で申しますと、従来の製品が五・三でございます。すのに対して、四十一年度が六・五で、アルカリが確かに片寄つてきております。このPHの変化というのはどういふ影響を及ぼしておるかというところは、実は諸外国の文献もさがしておるが、ブドウに対しての正確なデータはございませぬし、また、本年においては残念ながら時期の関係でこれを直接試験することができておりません。

それから、発泡剤の問題につきましては、先ほど農政局長からも申し上げましたが、重炭酸ナトリウムの増加でございまして、四十一年の製品は重曹が三百九十九ミリグラムであったものが、四十二年度四百四十四・五ミリグラム、これだけふえております。そういうことでございまして。

○淡谷委員 そこがどうも私にはちよつと聞けないのですが、一体PHという植物の生育にとつて非常に影響を及ぼすものを高めてまで重炭酸ナトリウムを加えなければならぬ理由はどこにあったかという問題です。薬の溶解度を高めるといいますが、確かに、この前申し上げましたとおり、あわが立つのはいいけれども、そのために最も大事なPHの度を高めてまでも添加する必要は

ここにあつたんですか。

○森本政府委員 先般お答えを申し上げましたときにも申し上げたのですが、その水中の崩壊性を高めるということが、使用者から見ますと、錠剤を入れたまゝなるべく早く溶けて作業が能率的にいくようにというふうな要望があつて、会社側もそういうふうな改良を加えたということであらうと思います。

そういうことで確かにPHは若干高まつておりますけれども、先ほど来お答えをいたしましたように、試験結果によりますと、六・八%まではだいたいようぶだということが出ております。したがつて、今回の薬剤を検査いたしましたならば六・五でありますから、その範囲内におさまつておるということで、現在の段階においてはこれが製品の効果に影響を及ぼしたとは考えられないわけでありまして。

ただ、御指摘がございましたように、あらゆる生物の状態がございまして、私どもとしても、もちろんこれで調査を打ち切ることではございませぬ。一応製品の検査の結果を御報告しておるわけでありまして、いづれにしても、そういう事態の起つたことは事実でございまして、さらには調査はつづいていくつもりでございます。

○淡谷委員 確かに人間の薬には重曹を加えるというところはよくありますが、武田薬品のこれを見ますと、この前にも申し上げましたように、どうも植物の生理と人間の生理を混同したような感じがする。溶解度ならば、この錠剤の形を小さなつぶにした協和のジベレリン錠があります。PHなどを高めなくても、幾らでも溶解度を高める方法があると思うのです。やはり、農薬の取締まりの上から言いますと、何となくも薬品の成分を第一に考えなければならぬ。PH六・八まで許容できるというのでありますけれども、新しい被害が出たならば、その許容量というのは変えなければならぬと思うのです。それから、用い方によつて、たとえば十分に発育した植物にかける場合と、幼い芽が出たところにかける薬剤とは、そ

れぞれ用い方に対して注意を異にするのが常識なんです。たとえば酸性液なんかにしても、芽の出ないまではかなり高度のものも使用できるけれども、だんだんこれを薄めていくとか、また天候の暑い盛りには酸性液は使用しないとか、万全の注意を払わなければ、薬剤というものは農薬の場合には必ず被害を起こすのです。ですから、いままでのデータに基づいて試験した結果が、どうも許容量といえますか、前年のものとはかなり違っておりまして、これで害がないという断定を下されることは早計ではないですか。いかがですか。

○森本政府委員 私どもとしては、現在までの試験結果等を——これも相当権威のある試験結果ということになっておりますので、それに基づいて薬剤についての判定を下す以外にはちよつと材料はないわけでございます。したがって、いま先ほど来申し上げておりますようなことで、現在までの調査の結果によれば、こういうことであるということをお願いしておるわけであります。

なお、蛇足でございますけれども、そういう実情といえますか、事態があつたわけでございまして、一休薬品であるのか、あるいはまたその他気候なりそのときの植物の状態がまた問題であつたのか、そういった点についても調査を進めていきたい、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○淡谷委員 問題が二つあると思うのです。この薬品が表記しているパーセンテージよりも違つたようなパーセンテージのものであれば、これはやはり会社側に責任が非常に大きいかかる。薬全体が、つまり、農林省が農薬として許可をした条件になつていて、しかもことしのようにはつきりした被害を出すのであれば、薬品全体の問題になります。でも、もしもこの薬品に欠陥なしとするならば、どこが一体今回の被害の原因であつたか。これはあなたの方ではないかもしれません。農林政務次官、いかがですか。薬の成分には何も変わりないのだ、しかし被害は起つてゐる。この薬は許可をした薬である、そうすると、一体この被害はどう扱つたらよろしいですか。

被害はどう扱つたらよろしいですか。

○森本政府委員 先般もお答え申し上げましたように、考えられる要因としてはおそろしいいろいろあるかと思ひます。薬そのものに問題があつたという場合もございましょうし、あるいは本年の気象条件といったようなことも、これは何と云ひますか、一つの仮定の話でございまして、どうもそういうことも考えられます。あるいは植物のそのときの状態といったようなものと薬との関係といったようなこともあり得るかと思ひます。そういったことを全般を通じて、やはりこの問題は究明を深めていかなければならぬというふうに思つておるわけであります。

○淡谷委員 いままでのところ、その原因について他の条件が把握されてないのです。農薬といふものは、非常に変化しやすい天候のもとで使用するものであります。したがって、天候のいい日と雨の日とは違ふのです。おそろく、露地栽培の場合とビニールの中でやる場合とは、これはまた違つてくるでしょう。そういうような変化の多い気象に適応したような使用上の注意がなければならぬ。木の生育の極端に強い場合、極端に弱い場合の注意はあります。使用についての外部の天候、気象に対する注意は、これは全然ないのです。これはむしろ指導上の問題です、こういうふうな農薬を許可した以上は、起るべき被害についての十分なる配慮がなければならぬのです。その点はどうなされたか、伺ひたい。

○森本政府委員 もちろん、気象条件といひますし、たとへば、本年度のようにきわめて雨が少なく乾燥しておつたというふうな場合には、他の農薬も雨に洗われなかつたというふうな、例年と違つた条件もあるかと思ひます。そういう意味で、気象条件そのものの問題もあります。そういう気象条件のもとにおいて、他の条件が例年と違つたといふこともあると思ひます。そういう点を含めまして実地調査を進めなければならぬ、こういうふうに申し上げておるわけであ

ります。

○淡谷委員 農政局長、これは次官にもお聞き願ひたいのですが、すでに会社は山梨県にあるのを他でどういう意味か知らぬが金を出してゐます。これは確かめておられますか。どのくらいの額をどこへどう出されたか。

○森本政府委員 山梨県に対しては、解決金、たしかさういふ名前で三億六千万円、だれに渡したかというのにはちよつと覚えておりませんが、出すことに話し合ひがついたということ聞いております。

○淡谷委員 ほかにまだありませんか。これは確かに薬品の分析についての試験はわかりました。が、いまのような御答弁じゃ、やはり他の原因をもつと真剣に考えなければならぬ。来年度からのこの薬に対する取り締まりの方針に非常に大きな変化を来すので、したがって、やはり、外部の気象に注意すると同時に、会社が処置したことに対しては農林省はもう少し責任のある調査をされていいて思ふのです。山梨県だけじゃないでしよう。

○森本政府委員 大阪では預託金ということでは五千万円農協に預けておるということ聞いております。

○淡谷委員 すでに会社は五億以上の金をいろいろの名目を出されておるのですが、一方は解決金、一方は預託金。解決金ならそれでどうにかいひでしようけれども、預託金となれば、いまのうちに薬に欠陥なしというふうな断定では、預託をうけられるおそれがある。いかがですか。

○森本政府委員 会社側と農協側との話し合ひの内容がどういふふうになつておりますか、その点必ずしも詳細に承知しておりませんが、両者の間で今後どういふふうにならるか、ちよつと私どものほうではわかりかねる、そういう状況であります。

○淡谷委員 さつきは被害の一つの原因として、ことしの特殊な気象状況をあげられましたけれども、山梨県の隣の畑の片方は異常天候で、片方は

あたりまえの天候ということはないでしょう。同じ気象状況の中です。もう少し原因について真剣に取り組まれるべきじゃないですか。気象状況が一つの原因だといふならば、どういふ気象の場合にこういう使い方が悪いといふ線くらい出ないと、来年から安心して使えませんか。ほかに原因があるならば、その原因も確かめる。薬に欠陥がないならば、この薬使用の指導上の注意を払わなければならぬ。その点で、非常に農民と離れた農政を感ずるのです。真剣な問題ですよ。きょうの答弁はただこの場のがれの答弁であつては満足できません。安心してこの薬を使えるような、はつきりした農林省の指導方針を伺ひたい。あるいは、この薬剤に対して、根本的に欠陥があるならば来年度からの使用を禁止するとか。農薬取締法によれば、農林省が許可を与えるのでしう。許可を与えた農薬の被害に対しては、農林省も責任を問われなければならぬ。そういうことであれば、これは武田薬品の賠償させるよりも、農林省自体がやはり賠償しなければならぬ。その点は、もう少し真剣に原因の究明をやつていただきたいのですが、これはどうですか。

○森本政府委員 先ほどから再々申し上げておりますように、とりあえず薬品について検査をいたしましたわけでございます。したがって、その結果等もよく考慮いたしまして、各項目についての調査をこれから進めていきたい、そういうことによつて、今後の農薬使用上の問題についてできる限りわれわれとしても対策を考えていきたい、こういうふうにして思つております。

○淡谷委員 私は、農林省がさういふふうにはつきり原因を究明する前に、会社が五億一千万といふような預託金あるいは解決金を出したという、これがほんとうに会社の誠意ある責任感から出たものとするならば、会社のために気の毒にたえない。武田薬品はこれをつくつてよいという許可を農林省からもらつてゐるのです。したがって、いまの分析の結果が、どうもこの薬品の成分に疑問があるといふことならば、これは会社がつつと

賠償する責任を感じるでしょうが、もうすでに許可した薬の内容が許可した条件になつていて、という薬を売りに出した。それで被害を出したからといって、会社に金を出さしておいて、農林省が知らぬふりをしている手はないと思うのです。これはどうですか、次官。大臣の問題になると思うのですが、農林次官として、あなたはどのような考えを持つか。

○草野政府委員 この前御質問いただいたときから一向前進しておりませんことは申しわけないことなんです、どこかに原因があるのです。そのどこがわからぬのがいまの状態でございます。まして、とにかく、これはどんなにしても追いつめねばなりません。そうして、これからの大きな問題でございますし、とにかく、わが国の果樹農業途上における重大問題として、徹底的にこれを追いつめて、その原因を確かめて、その上において今後の問題も含めてしかるべく解決の道をはかりたい、そう思っておりますので、どこかにあるというそのどこかを真剣にいまやっておりますので、どうかひとつ御了承願いたい。

○淡谷委員 私は、これはやはり次官は次官だけの御答弁だと思つています。それでなければしょうがないのです。そこで、ひとつお聞きしますが、その後のデラ系のブドウの被害の状況を現地についてごらんになりましたか。

○草野政府委員 現地は見ませんが、この間まだらのブドウを拝見いたしました、とんでもないことだと思つております。

○淡谷委員 そのとおりなんです。つまり、天候その他のことも言われますが、一ふきのブドウの三分の一は完全に色がついて、三分の二がまっさおだんという現象は、どこかに原因があるはずなんです。さっきの分析の結果も、同じだと言いますけれども、かなりの違いがあるのです。前年度の製品とことしの製品は、0.01になつてから違います。PH度は、六・八という許容量に対して六・五という接近した数字が出ておる。だから、

薬剤に罪がないのだといったようなことを前提としないで、農林省の許容量も前提にして徹底的にお取り調べをお願いしたい。それから、PHの許容量六・八、六・五というのは、植物の種類から、植物の生育時期、あるいは樹勢その他に對してどういう注意をしなければならぬか。しかも、発泡剤という、いわば主成分に關係のないような、溶解度を高めてあわが出るくらいのものでPHを高めるなどというふうなこの製薬の方法は、私はやはり問題点になると思うのです。これはどこに原因があつてもかまいませんけれども、しかし、この原因だけは徹底的に究明して、不安なく農業に對処し得るような体制を一日も早く確立してもらいたい。

それから、なお、現地の被害その他についても、もう少し真剣に取組んでもらいたい。現地の状態はどうなつておるか、これはおやりになりますか。次官、確かめておきます。

○草野政府委員 やつておるはずですが、やつておりますとまだ言い切れないことは申しわけないので、やります。

○淡谷委員 私は、この問題はもう少し固まつた御答弁をいただけるかと思つて、きょうまた質問をいたしましたけれども、これじや全く前回の委員会と同じ状態です。せめて、各社の薬の効能書きです、効能書きと言ふのは変だけれども、これは薬の効能書きだから当てにならぬと言つていないで、被害を出すか出さぬかということが大きな問題でありますから、これだけでも比較してみたらよろしい。かなり違つていますよ。

それから、今までの例が変わつたならば、変わった現実についていままでの例も変えなければならぬのです。また、農薬の許可の標準も変えなければならぬ。一番確かなのは、使つてみて害があつたか否か。この害が出ておるのです。ここからやはり農業に對する基本的な許可の態度あるいは分析の態度というものを再検討する必要がありますと思うのですが、この点だけお聞きしておきます。

○森本政府委員 先ほど来申し上げましたようなことで、調査をいたしまして、総合的にそういう調査の結果を待つて十分検討したいと思つております。

○淡谷委員 私は、ビートについてはまた別に質問を申し上げますが、ブドウに關してはこれで質問を終わります。

○本名委員長 中野明君。

○中野(明)委員 いまのブドウのことに關連して私もお尋ねしておきたいのですが、この問題は発生しまして二カ月、問題になりましたのは、五月の二十日過ぎだと思ひます。

私が第一点にお尋ねしたいのは、この問題が国会でも取り上げられて、その後農林省そのものがどれだけの解決に努力されたかということについて非常に疑問を持つわけなんです。というのは、御存じでしょうが、昨日もテレビで放送しておりました、大阪の製薬会社の本社に農民が押しかけております。そして、被害を受けたブドウの現物をたくさん持ち込んで、それを製薬会社に買ってもらいたい、こういうふうに出て、道行く人たちが何事か起こつたかというふうな、非常に大騒ぎになっております。ということは、農家の人たちがこの問題に對して非常に不安を持つて騒いでいるという一つのあらわれなんです、二カ月もたつて、農林省としてこの問題の解決に本氣になつて、農家の人たちが安心するような指導と、そして努力のあらわれが見られない証拠として、そういうふうなことが起こつてゐるのじゃないかと私は心配するわけでありまして、一体、農林省は製薬会社の代弁者なのか、それとも農民の代表なのか、農民のことをほんとうに考へるのか、疑いたくなるような二カ月だと思ふのです。

その点についていろいろの質疑がありましたけれども、当局として、今後どのようにこの問題について農家を納得させ、安心させるようにされるのか、この点を最初にお尋ねしたい。

○森本政府委員 この問題が起つてから、現地のほうからも、どうも製品について問題がありそうだとお尋ねして、私もどうして、現地から送られてまいりました製品について、できる限り精密な分析なり検査をするということをやつてまいりました。その結果は先ほど申し上げたとおりであります。なお、そういった農薬検査所自体における生物なりあるいは物理的な検査以外に、これは山口県であります、工場にも係官を派遣する、また山口県にも係官を派遣するといふふうなことで、製品をめぐる調査についてできる限り努力してまいりました。先ほど申し上げましたようなことで、製品についても確たる不備の点が見つからないという状況でございます。したがって、もう少し総合的な角度からこの問題について原因の究明を進めていく、そういう究明を進めまして、これについての将来の対策も十分検討していきたい、そういうふうにして思つておるわけでありまして。

○中野(明)委員 私が申し上げてゐるのは、もちろん、原因が那邊にあるかということを追及することは、決して私はそれをするなどと言ふのはございませぬし、当然大事なことだと思ひます。しかし、原因の追及よりも、現実の問題として、被害をこうむつてゐるのは農家です。この人たちが、きのうのテレビを見まして、明らかにこれは薬のせいであるという確信を持つております。だからこそ、世間の目もある中で、はばからぬで製薬会社にすり込んでゐる。そうして、現物を持つて、これを全部買つてもらいたいというふうな動きをしてゐるわけでありまして。私もこの事件を聞きまして山梨県の現地に行きましたが、作業にあたつたお百姓の人はよく覚えておりますが、たまたまこれまで作業をしてきた、去年の薬をこゝまで使つて足らなくなつたから、今年購入した薬をこゝからつた。一つの枝の中ですでにう分かれてゐるわけですから、いまおつちやつたような気象条件云々ということはどうしても考えられない。現地の農民は明らかにこれは薬に原因があるという確信を持つております。この点について

ても、なるほど原因の究明を科学的にしなければならぬというところは当然ですが、二カ月たつてもまだそれがはっきりしないような状態の中にあつて、もつともつと農家を指導し、そして安心させ、または補償の問題についても当然——

この前私質問しましたが、将来を楽しみにしてお金を借りて、そしてブドウの栽培に従事している人たちの打撃というものは非常に大きいわけです。そういう点について、もつともつと親切に、ほんとうに農林省としてこの問題について、原因の究明と並行して、あるいはそれよりも先んじて、農家を安心させる、こういうことが私は先決問題だと思つたのです。それが、すでに二カ月もたつた今日、その製薬会社に農民が押しかけてすわり込んで、そして、まだらになつたブドウを普通の市価で全部買つてくれ、こういうふうなことを言うて世間を騒がせている。こういうことは、私はまことに遺憾なことだと思つますし、農林当局としても、その点の手の打ち方、指導あるいは努力、こういう点が全然うかがえないわけです。ですから、農民のほうとしても、しんぼうし切れずに、たまたまそういうところまで持つて上がつてきたということを考えましたとき、きょうは次官もおられますが、二カ月もたつてまだ、ほんとうに責任を持つて現地に行つて善後策を講じ、農家が安心するような手が打たれてないということ、私は非常に残念に思つておりました。この点、直ちにそういう不安を一掃する、製薬会社も何らかを感じて解決金とかあるいは預託金とかを出しているわけですから、そういうことについての話し合いのあつせんなり指導なりという方面に努力されるかどうかということをお尋ねしたいのです。

○森本政府委員 私どもとしても、こういった薬品によりましていろいろな事態が生じておるといふことはきわめて残念に思つております。また、先ほど来原因の究明については御説明を申し上げたとおりでございますが、なお、農家が安心して今後営農ができるというふうな観点に立ちま

して、できる限り各般の対策について取り組んでいきたいというふうに思つております。

○中野(明)委員 いままでその点について努力が欠けておつたということを認めざるを得ぬような結果であります。その点、次官のほうにもお願いしたいのですが、ほんとうに農林省は農家の生活のことを一番真剣に考えるところであるのが当然でありますし、この問題について原因の究明は当然やってもならなければいけません。しかし、原因の究明されるさねぬにかかわらず、家際に実害をこうむり、被害をこうむつてくる農家があるのですから、もし原因がわからなくても、被害だけは残つていくわけですから、一つの災害のような観点に立つて、真剣に、これを補助あるいは助成、そういう点についても考えて、農家を一日も早く安心させるように努力してもらいたい、直ちに手を打つてもらいたい、このことを要望したいわけです。次官のほうにひとつお願いしたいと思つます。

○草野政府委員 なかなか結論が出てこないといふことは、事をなおさりにしておるような外見のなながめ方をされるということとはまことに本意であります。農林省として真剣になればなるほど、結果を出すことに対しては慎重でなければなりません。と同時に、現在の被害に対して万全の策をとれ、仰せのとおりであります。ただ、被害に對してあらゆる方法を尽くさねばならぬのであります。その被害に對する対策のとり方もまた、原因究明と同時に考えなければならぬ問題があるというふうに考えております。先ほども、農林省は製薬会社の何かでないかというふうにおつしやいますが、何の因縁があつて農林省が製薬会社の味方をしなければならぬか。さうなことは断じてございませぬ。農林省とは、読んで字のごとく、農林業の振興のために努力する省でありますから、これは当然の責務であります。と同時に、これだけの大きなことでありますから、いかなる事態にもせよ、そうした問題の起こつたことに対して究明をし、同時に、そういう新しい薬品

を使うような場合には、あらゆる場合を想定しながら、また指導もしながらやつていかなければならぬという点については、おつしやるとおりであります。この問題に對して、両面の、すなわち、原因究明と同時に、被害対策に對してしまつても万全の策をとりたいと考えておるわけでありま

す。

○中野(明)委員 いま次官がおつしやるように、ほんとうに努力をされている、また真剣に農家が安心するようになさつたのなら、私は、白昼製薬会社の本社へ現品まで持ち込んですわり込んで、ワアワア大騒ぎをするようなことにはならないと思つてあります。あなたがおつしやるように、ほんとうに農林省が農家のためを思つて、そして指導もし、手も打ち、安心するようになさつておるのなら、あそこまでの行動には出ないと思つてあります。それを私は言つておるわけでありまして、事がそういうふうなことになるというところ、そういうふうな事件が起こつてい

○本名委員長 森田重次郎君。

○森田委員 私は、この前に質問をいたしました、またその結論を得ていないビートの北東北の作付状況その他の問題につきまして、調査団が派遣せられて調査を終わつてお帰りになつたさうでありますから、それに關連して、今後の対策等、そういうものを中心に若干の質問をいたしたいと思つたのであります。

まず第一にお伺いしておきたいことは、調査の結果について結論を一つお伺いしておきたいのであります。それは、調査をなされた県、たぶん青森、岩手、秋田の三県だろうと思つたのであります。この三県のビート作付の面積、それから作付しておる農家の数、それから収穫量の見通し、こういうものが数字的に出ておりましたら、まず先にその御報告をお願い申し上げたいのであります。

○八塚政府委員 六月十六日に東京を立ちまして、青森県、岩手県、さらにそのうちの一部が最後に秋田県へまいりました。

一行は、園芸局長である私、あるいは食糧庁の二部長、その他農地局、畜産局、蚕糸局、園芸局あるいは東北農政局の次長以下担当の課長、また東北農業試験場の経営部門担当の方というふうな一行でまいつたわけでございます。

各県におきましては、それぞれ知事さん以下の県の段階の方にお会いをして、種々お話を伺いました。あるいはまた、主要なてん菜の栽培地の市町村の役場あるいは公民館等で、地元の市町村長、あるいは農協の組合長、あるいは生産者の代表の方とお会いをして、種々の御要望あるいは御意見を伺いました。かつまた、それぞれの栽培地点で、今年のビートの栽培の状況を見せていただいたわけでございます。同時に、現地で農家の方の御要望も承ったのでございます。

そういうことで調査をしてまいりましたのでございますが、調査の目的といたしましては、今年あるいは今年を含めて過去及び将来のてん菜作についての検討、あるいは、もし四十三年以来てん菜作を中止するした場合の転換作いかんというようなことで調査にまいったわけでございますが、その点につきましては最終的な結論は別といたしまして、ただいまお話しになりましたてん菜の三県における作付等についてでございますが、本年は、御承知のように三月十日に工場のほうから中止の申し出がございましたので、やや例外的な年でございまして、したがって、過去についてまず申し上げますと、青森県におきましては、たとえば三十七年が二千九百七十五ヘクタールでございまして、その後三十八年にふえまして三千五百三十七ヘクタール、それが四十一年には二千三百四十一ヘクタールということに相なっております。岩手県におきましては、三十七年が四百三三ヘクタールでございまして、その後四十一年には千三百六十四ヘクタールということになっております。秋田県におきましては、三十七年が百十二ヘクタールでございまして、四十一年では四十一ヘクタールということに相なっておりますのでございます。それに対応いたします生産量でございますが、青森県につきましては、三十七年、三十八年と生産量が伸びまして、四十年が八万九千九百九十六トン、四十一年が六万九千六百六十九トン、岩手県は四十一年が三万五千六百五十五トン、秋田県は六万六千八百八十トンということで、合計、四十一年が十万

五千九百九十二トン。数量的には、過去におきましては四十年が十二万七千七百三十三トンということでございますから、四十一年は四十年よりも少ないわけでございます。

てん菜の作付の戸数でございますが、三十七年が、青森県が一万五千六百六十一戸、岩手県が三千三百三十二戸、秋田県が九百三戸、合計いたしまして、三十七年が一万九千三百九十六戸ということになっておりますが、三十八年が三県合わせまして二万二千六百六十一戸、以後約二万戸台で三十九年、四十年と推移いたしまして、四十一年では一万八千五百四戸ということに相なっておりますのでございます。

○森田委員 大体その作付面積はわかったわけですが、今年度の作柄の状況をどんなふうに見ておいでになったかということ、それから、ことしのような作柄状況ならば、今年度の総収穫量はどの程度かということも大体見通しがついてお帰りになつたらうと思っておりますから、それをひとつ御報告願いたい。

○八塚政府委員 先ほども申し上げましたように、四十二年は、三月十日に操業中止の申し出がございましたので、従来に比べまして――それだけではもちろんございせん。と申し上げますのは、年々作付面積は傾向的に減少いたしておりましたから、それだけではございせんけれども、そういう事情もございまして、作付面積は現在の報告によりまして二千二百二十二ヘクタールということに相なっております。生産量は、これは現在の見込みでございますが、約六万五千トンというふうに見込まれておるのでございます。現在までの天候からいいますと、てん菜にとってはわりていい天候でございまして、私も各県で見ていただきました圃場の姿から言いますと、収量がかなりいいのじゃないだろうかという感じを持って帰つたわけでございます。

○森田委員 最初作付いたしましたときには、技術的な面とか何とかで、初めてでいふ能率が上がらなかった。ところが、最近、技術等も相当

上進いたしましたし、また、あなたの方のほうでもパーポットなどという特殊な御指導をいただいたので、相当収量が上がってきたという現状であつたのです。そこで、ことしの作付状況等を視察し、また地方の人々の意見等も聞いて、ことしの反当収量も相当上の傾向にあつたのではないかとわれわれは推測いたしておるのですが、この辺はどの程度の御調査であつたか。もしその結果が出ておりますなら、ひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○八塚政府委員 いまお話がありましたように、ビート生産があの地帯にとつては新しい作物である、比較的粗放な自給畑作経営をやつておつた地帯にとつて新しい作物であるという点から、当初なかなか反当収量等も上がらなかつたという事実はございまして、その後各方面のいろいろな御努力もあり、もちろん農家の方の非常な勉強もあつたと思ひますが、また一面では、だんだんに反当収量を上げ得る農家の方はそれだけの報酬もあるということが残つていかれたという観点からの平均の上昇というふうなこともあつたかと思ひます。そういう意味におきまして、反当収量は大体傾向として各県とも――ちよつと秋田県は傾向が必ずしもそういうふうになっておりませんけれども、青森、岩手は傾向として年々反当収量が上がつてきた。本年も、私どもの見たところでは、現在まあ、今後のいろいろな天候あるいはその他の条件によりまして、最終的にどうこうと言ふわけにはまいりませんけれども、本年もあるいは四十一年程度と申しますか、四十一年以上の反当収量になるのではないだろうかというふうに見受けてまいつたわけでございます。

○森田委員 もし反当収量がどの程度かというようなくこの調査の結果が出ておるならば、最高どのくらい、平均どのくらい、こういう見通しが出ておるだろうと思ひますが、それもひとつ御報告願ひたい。

○八塚政府委員 私ども、先ほど申し上げましたように、六月の十七日にまいりまして二十一日に

戻つてまいつたわけでございます。見せていただきました圃場については、これは専門家等も同行いたしておりますし、この畑はどれくらいであるかということも、もちろん見せていただきました畑でございます。そういう見せていただきました畑については、たとえば三トン以上の畑、四トン、五トンというふうな農家の方は言つておられましたが、それはまんざら当たらないわけではない、相当よくとれるであらうというふうな同行の専門家も言つておつた畑を見せていただいたわけでございます。ただ、全県的にあるいは地域一般としておよそことしの反収はどのくらいになるだろうかというところは、今回私どもが直接行つて初めて調査するということではなくて、これは非常に広い範囲の観察と申しますか、データが必要になるわけでございます。その点については、やはり県等でお調べ願つた数字を信頼するということ、そういう意味の数字といたしまして、先ほど、四十二年も平均して昨年の平均よりも高くなるであらう、三トンくらいになるであらうということをお申上げた次第でございます。

○森田委員 私らの調査によりまして、とにかく反当収量は相当上昇しつつあるということだけは明らかになつておるわけでございます。そこで、この上昇の原因について御調査なさつたであらうと思ふのであります。これは農協においても非常に熱心な指導をしておられ、また農家においても、この作物に非常に大きい期待を持って、農協と協力しつつ講習などを何べんも開いて、共同防除の点などでもどうするのが最も能率的かということで相当努力研究しておつたはずでございますが、この辺はどんなふうな調査しておいでになりましたか、お伺いいたします。

○八塚政府委員 私ども、いま森田先生のお話になりましたそういう努力の経過につきまして、たとえば一年間向こうに駐在いたしておりますならば、もつと体験的にそういうことについての同感と申しますか、あるいは直接見てみるということができるわけでございますが、遺憾ながら

そういう調査の方法にはなっておりませんで、短時日行つたわけでございます。ただ、お話しになりましたように、現在作付をやっておられる方のそういうお話、あるいは、先ほども申し上げましたが、農協の組合長さん、あるいは推進員ということで生産者の中でも指導的な立場で努力をされておられる方々のお話を伺いまして、また県の農事試験場長等の話を伺いまして、てん菜の作付について非常に御勉強に相なつて、そして現在残つておられる方は相当成績をあげておられる、あるいは経営の中で非常にじょうずに組み合わせておられるというようなことを見せていただいたつもりでございます。

○森田委員　そこで、観点を交えてもう一つお伺いしておきたいことは、作付の合理化の問題に関連して、ビートの作付を目標として特にトラクターを導入して、借金を背負いながらやつておつたというのが実際のほうでございますが、その辺の御調査はどんなふうになっておりますか、お伺いいたします。

○八塚政府委員　私どものほうも、過去におきまして、非常におしかりを受けながらではございますけれども、北東北のビート振興をさせたいというふうな一念から、トラクターの導入等についても補助をしてまいつたわけでございますから、当然そういうふうな北東北の地元においてそのトラクター等を御利用いただいてビートの経営に役立たせていただけたということについては、承知をいたしておるわけでございますが、なお今回まいりましてそういうお話を伺つたのでございます。ただ、経済連あるいはその他からそういう具体的な数字そのものについては今回まだいたしておりませんが、そういう状況にある。御承知のように、あの地方の畑作は、元来、ビートだけでなく、深耕し土壌改良すれば相当畑作の収益が上がるという技術的な可能性はあるわけでございますが、ただ、それに見合う、あるいはそういうものの契機となる作物として、ビートが非常に有効であらうという農業経営上の観点があつたわけござ

います。そういうトラクター等は、本来一般の畑作経営においても非常に有効なものではないかというふうな考えております。そういう意味で、ビートにおいて非常役立つたということは、私どももたいへん喜ばしいというふうに存じておる次第であります。

○森田委員　そこで、大体以上を基礎にいたしまして、今後の対策等についてお伺いしていききたいと思うのであります。

まず、この前の大臣に対する質問に対して、大臣の言っておられることは、作付いたしておる農民には絶対に御迷惑はおかけいたしません、つまり、損はかけません、こういうことを大臣は繰り返して繰り返してわれわれに約束をいたしたのであります。そこで、口で迷惑をかけませんと言いましても、現に作付したものが六万数千トン収穫量がある、この善後措置について、それじゃ一体どういうふうにして損害をけないのかということが問題になるわけでありまして。

そこで、聞きたいことは、一体ビートの買い上げの主体というのはだれになるのか、これがどうもはつきりしていないように思う。これは一体だれが買い上げて、そうして価格などについてどんなふうな措置が講ぜられるのか。これによって、迷惑がかかるかからないかがはつきりするわけでありまして、この点をまず対策として明確にしておいていただきたいと思いますのであります。

○大口政府委員　本年の作付されましたビートの処理の問題について、大臣が申されておりますとおり、私も事務当局といたしまして、農民に迷惑をかけないような方法ということで考えております。

〔委員長退席、倉成委員長代理着席〕

その具体的な方法は、このでましましててん菜を、すでに閉鎖としましておきますあの工場設備を活用することによって砂糖にするか、あるいは、あの工場が操業できないというところであるとすれば、たとえば北海道等に送って砂糖にするかという方法が考えられる方法だろうと思ひますけれども、

も、いまいずれの方法によるかについて早急に結論を出すべく検討しておる最中で、ほとんど最終的な段階に差し加つておるわけでございます。そこで、そのいづれの方法をとるかによりまして、ただいまお尋ねの買い上げの主体というのは変わつてまいることになると思ひますが、しかし、いづれの方法をとるにいたしまして、役所として結論を出します際には、現実にてん菜を使つて砂糖を生産する主体において農民から原料たるてん菜を買い上げます際に、従来の取引関係と比較して迷惑のかからないようにする、こういうことを基本と考へておる次第でございます。

○森田委員　そこで、これも結論だけお伺いしていいのであります。現地で、つまりフジ製糖の六戸町に存在する工場で処理できる見通しかどうか、この点をお伺いしたい。

○大口政府委員　本年の栽培面積並びに生産量の見込みが立たない間は見通しがつけにくかつたわけでございますが、ただいま園芸局長のお答えから御推察になられますと、約六万五千トンぐらゐの数量がでますと、この数量は、現地で加工するわけでございます。この数量は、現地で加工するほうが、北海道へ輸送して加工するよりも、すべての点でいいではないかというのを思はせる数量でございます。

そこで、現地の工場の問題につきましては、この間も別途食糧庁のほうからも現地に伺つて見せていただいたわけでございますけれども、機械設備その他につきましては、これはなるべく早くその方向で結論を出せば操業が可能であらうというところでございます。ただ、フジ製糖があの工場の閉鎖をするという宣言を出しまして以来、あの工場における労使間の関係が非常に複雑になつておるようでございますので、その問題を解決することが先決問題ではなからうかと思つておりますが、その問題の解決というか、見通しも近づくにつけなければいかぬと思つておりますけれども、いまこの時点で、その点についての見通しはどうかということについては、ちょっと確答を

申し上げかねる段階でございます。

○森田委員　そこであとは価格の点でございますが、北海道へ輸送するにしても、また現場であの工場で処置するにしても、買い上げの価格については旧来のようないろいろの条件を総合して決定されるであらうと思ひます。そういうことによつて、農民に決して安い価格にならないよう、これは保護してもらえらうと思ひますが、この点についてひとつ確答をお願いしたいと思ひます。

○大口政府委員　従来から大臣はじめ私どもの申し上げておる基本は、その点について、いづれの結論をとる場合においても、農民側に差が生じないようにするというのが基本であり、また、その点は、私どもの最後まで努力をして実現してまいりたい線でございます。

○森田委員　では、その問題についてはその程度にいたしておきます。

次の問題は、先ほどの、御調査になつてお歸りになられた機械の善後措置の問題なんです。これは、御存じのとおり、ビートをやるというので、特に借金を背負つて買ったのだということが一つあるのであります。いよいよビートをやらないうことになると、それでは借金だけが残つてしまふ、ほかのほうへ使えばいいじゃないかといつても、さあ右から左へすぐ処置ができるかどうかというようなことなども問題になるのであります。これに対して何らかの方法でひとつ救済の道を立ててもらわなくてはいかぬのじゃないかと、こう考へておるわけでありまして、この点についてどんなふうにお考へになつておいでになりますか、お尋ねいたします。

○八塚政府委員　先ほども申し上げましたように、私も、現地の事情を、非常に体系的にかつ包括的にというわけにはまいりませんが、非常に体験的に申しますか、特徴的な点を見せたいだいたような調査であつたわけでございますが、そこにおきます調査あるいは見せていただきました状況については、調査をそれなりにまとめつたわけでございます。ただ、現在の段階で、最終

的にどういうふうにしたらいだろうかという判断を下すにはまだ若干間がございしますので、ピートをやめたらそれはどうするのだというところを具体的にまだ検討をいたしておりません。ただ、機械等につきましても、先ほど私が申し上げましたように、トラクター等はあの地帯の畑作に非常に役立つ機械であるということは、一般論として申し上げられる。そういうことを他をそういう段階になればあるいはいろいろ考慮いたさなければならぬと思いますが、いまは、そういう具体的な、この次の何がしかの段階ということについては、しばらく検討をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

○森田委員 それでは、機械の問題については御検討なさるといふことでございしますから、あとで具体的な答案をひとつ書いていただきたいと思いますのであります。

そこで、次は、先ほど私の質問に対してお答えのように、つまり、農民が非常に努力して、旧来よりも反当収量を上げるところまでできた。あなた方もまた、いろいろの方法を講じて、今日までピートというものはいいものだというふうに御指導なさっておいでになった。その結果が実つて反当収量が上がったというところは言えるわけです。これに対する努力もまた、御説明申し上げるまでもなく、農協の指導員その他農民の協力で、非常に熱心にこれを研究してきた。その結果、五トン、六トンまであげる者まで出てきて、ピートの将来について農民としては非常に大きい期待を持っておった。そこへ突如としてこういうような工場閉鎖の問題が起つたわけでありまして、そこで、もしまた、来年・再来年とこれを継続していつて、できたものをいまと同じような方法で損をかけないように買上げるといふのならいいのでありますけれども、この点についてはおそろくは何らかの結論が出ているだろうと、こう思うのであります。将来について何かもう結論が出ているでしょうか。また、同じような作付で奨励していくつもりかどうかということ。この結論が出

ておりますならひとつ……。

○八塚政府委員 そういう問題をできるだけ早く決断をしなければならぬということとは、私も身にしみて従来とも感じておりましたし、そういう点について非常に気をもんでおったのでございますが、そういうことを非常に頭に置きまして調査をやつてまいり、つづきに調査の実情等については大臣等にも申し上げてまいりましたのでございます。これはごく最近でございしますが、しかし、いづれにいたしましても、この問題は、私どものほうの立場から言いましてもでございしますが、それ以上に地元にとっては重要な問題であり、重要な決定になるわけでございますので、ごく近い機会に地元農の知事さんが上京なさるようでございますので、その際に、大臣等と最終的にいろいろ御相談をいたしたくというふうなことがよくはないか。そういう意味におきまして、現在の段階では、まことに遺憾でございしますけれども、まだ最終的に事務的な結論を出していないという段階でございします。

○森田委員 私もその点についてはこれ以上触れることを避けますが、しかし仮定的に考えまして、かりにピートというものの将来について非常な困難が伴うということ前提にいたしますれば、他の何ものかに転換しなければならぬ。他のものに転換いたしましたも、ピートほどの収量をあげることは、畑作の点では相当困難な事情にあると私は見ておるわけでありまして。そういう点も考えまして、大臣がおいでになれば大臣から聞きたいことなんでしょうが、官房長、ひとつ聞いてください。作付転換について、私は二つの希望と要請をいたしたい、こう考えておる。一つは、旧来あなた方の作付転換をやつた場合は、桑の場合その他いろいろあるだろうと思ひますから、これらの点については、何か農民に対しての処遇の方法というものは、大体一つの方向としての農林省ではきまつておるだろうと思うのですが、これについては何らかの対策があるのでございしますか。作付転換をする農民の努力、いま申し上げましたようなことに対して、特殊な道を講じて農民の努力に報いると

ころがなければならぬと思うわけです。これまでも農林省では、これがいいのだ、これがいいのだと言つて盛んに奨励して、ある人たちは、農林省の行き方と逆にいくとちよいといひぐあいになるのだというふうな皮肉なことまで言つておる。桑などについては、確かにそういう傾向があつたようにわれわれも覚えておるのですが、今回の場合、作付転換努力に対する報いといったようなものに対しては、何らかの対策が立つておるかということをお伺いいたします。

○橋垣政府委員 お答えをいたします。

農作物につきまして、従来からの奨励作物というものの転換を必要とするというふうな場合に、農林省としては何らかの対策を考えておるかという御質問と思ひます。東北のピートの問題につきまして作付転換するかどうかということは、私もまだ結論が出ていないというふうに理解をいたしておるのでございしますが、ごく最近のことでございますが、南九州のてん菜について作付転換をせざるを得ないという事態に相なりましたので、地元の作目の転換に関する希望、また当該地方におきまして自然的な諸事情、経済的な諸事情等を検討いたしました結果、それぞれ相当面積の転換を各自別に計画化したのでございします。それにつきましては、農林省の一般的に行なつております助成事業を当該地域に優先的、集中的に導入をするということも予算の上でも計画的にいたしました。南九州に關して申上げますと、四十二年度で約一億円の事業助成を投入するといふようなことで対処をしておるのでございします。これが東北の場合に適用といふことは、あるいはそれに準ずべきかどうかといふことは、今後の検討に待つところでございますが、私どもとしては、今後の方針が決定いたしましたならば、それに応じた措置をとつてまいりたいといふふうに考えております。

○森田委員 もう一点だけ。

大臣、せっかくお見えになりましたから、ひとつお伺いしておきたい。つまり、この前、フジ製

糖のピート工場が閉鎖になった。しかるに、ピートの作付は依然として行なわれている。いまの御報告によりますと、ことしの収量は大体六万五千トンの見通しだ、こういうのだ。この善後措置につきまして、いままで長官その他の方々といひる間答いたしておたのですが、機械の問題をどうするか、作付転換の問題をどうするかといふことで、大体いまこまで到達したわけですね。そこで、私はひとつ大臣にお願いいたしますが、それを兼ねながら私の意見を申し上げて、そして大臣の御意見を拝聴したいと思ひます。

それは、いま問題になりましたフジ製糖の所在地の六戸というところは、あそこ大陸奥野と称される大平野のちようど真ん中ごろになつておるわけでありまして。そうして大陸奥野といふ平野は、大体稲作としては冷害をこうむる地帯でありまして、それで今日まで開墾が非常におくれておるというのが現実でございします。しかるに、最近、藤坂の冷害試験場が新品種を創成いたし、これは相当前からありますが、今日ではこの地帯は稲作も冷害にかからないという確信が持てる段階に達しているわけでありまして、そこで、いまこの地方の人々の希望は——ピートといふのはいそぐだからピートでいこうじゃないかといふので、これをやってきたのがいままでの現実でございします。しかし、いよいよピートがだめになつたのだといふことになると、畑地作付転換といつたので何をやるか。なたねがいまひとつ問題になつておりますけれども、これは反当収量が非常に少ないので、やはり農民としてはそこへいこうという気持が持てない。何がしか、結局結論としては、水田にするか、陸稲にするかといふことなので、水田にしたいといふ希望が非常に強く最近持たれてきた。そこへこのピートの問題が起つたといふわけでありまして。そこで、われわれ地元を代表している者から考えますと、これは災いを転じて福となす一つの契機が与えられるのではあるまいか。その意味において、これを水田

化していただきたいということを農林省のほうにお願いしておりますけれども、調査が遅々として、これがまだ促進されていないということなのです。そういう次第でありますから、そういう点を御考慮願いますならば、これを水田に切りかえてもう計画、調査を促進してこれの実現をはかると、私は、地元民としては非常に幸いだ、こんなふうな考えでおるわけでありまして、大臣にぜひそこをねらってひとつ計画実現に御助力願いたい、こんなふうな考えをしております。この点に対する大臣の御見解をお伺いしたいと思っております。

○倉石国務大臣 転換作物につきましてはどういうものがあるかというところにつきましては、地元の御意向もありまして、農林省の調査もございまして、一番採算のいい、また北東北に適合いたした作物に転換することが一番いいと思っておりますが、そういうことについては、地元の御意向も尊重いたしながら、十分にひとつ検討をいたしてきめてまいりたいと思っております。

○森田委員 ぜひひとつその方向へ御計画をお進めくださるよう要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○淡谷委員 大臣、いま先達森田さんのこの問題に対する御質問を聞いておたのですが、私は非常に意外な感じがしたので、私も、ビートの問題は来年度からなお継続すべきものという観点を持っています。地元としても、ぜひこれを継続して、ビートのこの後の反収並びに作付反別の増加をはかり、せっかくあれだけの犠牲を払って建てた工場なんだから、これを生かしたいという念願に燃えているのであります。まだ病人が生きているうちにお葬式の話は早過ぎはしないかと思うのです。やめた時には機械をどうするか作物転換をどうするかといったような調子では、私は農政は貫けないと思うのです。あしたに定め、夕べに改めるような朝令暮改の農政では、もういまのこんとんとした日本の農村を救う資格はないと思うのです。その意味で、私は大臣にお聞

き申したいのですが、この前の委員会で、農民には迷惑をかけないという再三にわたる大臣のお話でございまして、具体的にこれをどういうふうにするかをかけないのかという点に対しては、農林省が調査団を派遣して十分調査をした上でというお話であつたのであります。私もこれに非常に期待いたしまして、しかも、第一次の調査団、第二次の調査団が、農芸局あるいは食糧庁のほうから出ておりました。再三にわたつて結果の報告を求めたのですが、大臣に報告するまではできないといつて、いまもって私たちは聞かなかつた。いま初めて森田さんの質問によつてその一斑が明らかになつたのであります。基本的にいつて、一体、来年度から甘味資源開発の国の基本的な農政の方針を要するのかわるのか、その態度がはつきりいたしませんと、この問題の合理的な解決はできないと思つて、すでにてん菜の生産振興地域としてあの地域は決定されております。この決定にあつたのは、いまあらためて調査するまでもなく、ずいぶん現地の情勢は考へて決定されたと思つて、また地元の農民諸君も、その決定に基づいてこの新しい作物に取り組んだと思つておられますけれども、ことしの処理は処理として、国はもう来年度からてん菜の増産に対する施策をおやめになるのか、おやめにならないのか、この点を大臣からお聞きしたいのであります。

○倉石国務大臣 基本的には甘味資源はできるだけ自給度を高めたい、こういうのであります。それぞれ地域のにおいてそれぞれのやり方で事業化されております。そこで、具体的にはいま青森その他東北ビートが問題になつておるわけでありまして、原則といたしましては、私もはできるだけ自給体制を整備してまいりたい、こういうのであります。

○淡谷委員 まあ、これは当然、一たんきめた方策ですから、そう簡単には変えていたいただけないと思つたのですが、今度の調査団の御報告、大臣のお聞きになつたと思つたのですが、青森県並びに岩手県あの地域は、生産地として初め指定したが、

この条件がないという結論が出たのか、生産地として十分見込みがあるという結論が出たのか、それを大臣からお聞きしたいと思つたのであります。

○八塚政府委員 その点が非常に問題であるわけがございまして。私も見せていただきましたところの農家のてん菜の生育の状況、あるいは管理の状況、あるいはそれに取組んでおられる農家の方々の、いわば主體的な状況と申しますか、意欲あるいは能力というような点については、非常に感心をしてまいつたのであります。また、そういう意味におきまして、てん菜が甘味の中に非常に重要な役割を示しておる、あるいは組み合わせられておる。これは従来とも私も東京でそう考へておつたのでございまして、が、そういう意味におきましては、私も現地でもさういふ意味におきまして、今年のような状況においてもなおてん菜をやつておられる方の状況から見ますと、あの地帯はてん菜が非常にいいというか、いろいろな意味でいい作物である。ただ問題は、そういう農家の方がどれくらい多くあり得るであらうか、あるいは全体としてそういう形でどれくらい作付が今後とも確保されるであらうかということについては、いろいろな判断があるわけがございまして、そういう点については、ただいま申し上げましたように、調査団は調査団なりの感想と申しますか、調査はしてまいつたものではございまして、最終的な判断にもかかわりますので、私から申し上げるのは差し控へたいと思つた。

○淡谷委員 大臣、時間がたいへんないさうでございまして、要点だけお聞きしたいのですが、いまのような調査団の報告というものは、私は非常に大変だと思つたのです。すでに甘味資源特別措置法の第四条においては、一項から三項にわたつてこの指定の条件がはつきりあるのです。まさか、この区域を指定する場合、そういう適地であるか適地でないか、あるいは工場の経営にたえるかどうかということとを全然調査をしないで、ただ誘致運動のままに、あるいは工場の要求のままに

きめたのではないだろうと思つたのです。したがつて、これは明らかにあの地方を適当な区域として御指定になつたことは間違いないと思つた。その間、むろん作付反別などはだいぶ予定よりは伸びなかつた。これは正直に申し上げまして、この計画があつたときに、私は県の計画に対して一つの疑義を感じました。これでもいいのかということと再三念を押した。再三念を押したの中には、作付反別の問題もあつたのであります。十分成算ありということとで出た事業であります。しかも青森県の場合ははなはだ伸びがよい。岩手県はここ数年で倍になつておる。青森県が伸びがよい原因は何か、岩手県が二倍になつた原因は何かということも、調査団にお調べになつたと思つたが、これはあとで調査団からお聞きいたします。大臣、その点を調査団からお聞きになつたかどうか、それだけをお答え願ひたいと思つた。

○倉石国務大臣 まださういふ詳しいことは聞く時間がございせんので、結論だけ聞いておるわけがございまして。

○淡谷委員 そこで、将来のてん菜の展望を持つならば、岩手県でも青森県でも、私自身も調査してまいりましたが、非常に熱意を持つておる。ペーパーボットを使つてやつた成績などは、反収六トンから七トンまで出るだろうというみごとな成績があつておるのであります。しかも、それがいま一とんを来たしたということは、さつき森田委員の御質問にもお答えになりましたけれども、去年までの作付の伸びがことしはぐつと落ちておるでしょう。確かに落ちております。非常に苦勞して積み上げた作付反別が、ことしは事実落ちておるのです。この落ちておる原因は何かという、工場閉鎖なんですか。したがつて、この農政の計画の上に、てん菜糖を伸ばすという計画の上に最も大きな障害になつたのは、工場の経営の問題なんです。しかもこの工場には、大臣御承知のとおり、北海道東北開発公庫から融資されたものがあと十三億も残つておるという、農林中金もやはり三億融資してある。しかも、こうした甘

味資源特別措置法に準じてやった仕事であれば、単なる私企業ではない、明らかに国策を背負って立つた事業だと思つておる。したがって、単にフジ製糖だけではなくて、この事業を推進した農林省自体が本腰を入れてこの障害を打ち破らなければならぬと立ってゐると思つてゐます。来年度のことは、いまの大臣の御答弁でこの根本方針を変えないという線がありますから、その根本方針の隘路になつたものは、われわれもこれをもに打ち破つていくような責任を感じるものであります。問題はこゝしのてん菜の処理であります。すでに小さな二葉のころに発生したこの事件が、いまではよりつばなビートに成長する段階まできてゐる。しかも、ここにきてなおこしの生産の処理ができないといふことで非常に悩んでゐるのが現状であります。おそろくは、あと数日このまま経過してくると思つてゐる。いま現在のことしの処理では、三つの道しか残つてゐないといわれてゐます。第一は北海道へ送つてビートを処理させること、第二には現地で投げ捨てること、第三は現地処理。ところが、いろいろ検討してみますと、これは北海道のほうのお話も聞いたのですが、十一月、十二月という段階で、あの岩手県、青森県で六、七万トンという段階で、あの岩手県、青森県で六、七万トンを輸出しようと思つても、単に運賃がかさむだけじゃなくて、輸送力が足りないといふのは、これは常識であります。私は、この三つの案のうちで、一番むずかしいのは北海道輸送論だと思つてゐる。ただこれを数字の上だけでやりまして、非常な難点が出てくる。それから、最もイージーなたやすい方法は、現地で買つてこれを投げ捨てるという買ひ捨ての方法なんです、これくらい私は農政に対して悪結果をもたらす方法はないと思ひます。農民があの小さなビートを一本のビートにりっぱに育てあげるその苦勞を考えると、幾ら金をもらつても、投げ捨てることなんといふのは、農民感情が許さない。またこういう処理はやるべきでない。私は、残る一手は現地処理しか

いといふことを考えますが、大臣、その点どう考へていますか、お聞きしたい。

○倉石國務大臣 これは御承知のように加工作物でありますので、加工して製品になつて、初めて経済価値が出てきて、また生産者にもその生産費が償ふわけでありまして、ところが、いま加工のほうでは御承知のような結果になつてゐるわけでありまして、そこで、地元の方知事さんたちも上京されるようでありまして、そういう方々ともよく相談をいたしまして、どのように御協力をいたすことができるか、御相談をいたしたいと思つてゐるわけでありまして。

○淡谷委員 これはもう地元にとつても、国の農政の方向から言ひまして、非常に重大な問題なので、慎重におやり願ひなければならぬけれども、かりに現地処理でいろいろな隘路が予想されても、解決する氣になつてかれば、私はこの隘路は打開できると思つてゐる。その成算は十分立つてゐると思ひます。したがつて、知事が集まつて御相談すればいいのですが、やはり大臣は、この基本的なてん菜生産の振興に根を置いて、前向きにこゝしはひとつ現地処理でぜひともやつていただくように、われわれも微力ではあります、その方向については十分に努力をする決意を持っておりますから、この点を特に大臣にお願いを申し上げておきます。

それから、工場がなければこの作物は最終価値を実現できないといふことは、これはそのとおりでございます。これは進めば進むほど、単なる生産だけではなくて、加工あるいは製造、販売まで一貫したものがなければ利益はあが得ないのは、換金作物の当然な姿なんです。したがつて、農業一般に工場というものがつけ加えられますので、この工場自体の経営がてん菜の生産には大きな比重を持つのは当然であります。はたして現在のてん菜糖の持つてゐる価値といふものは、国の補助なしに自由経済に投げ込んでおいて外糖と対抗できるものか、できないものか、その点の大臣の考へをお聞きしたい。

○倉石國務大臣 先ほど申し上げましたように、甘味資源の自給度をできるだけ維持したいといふたてまえで、輸入糖だけでなくて、やはり国産をできるだけ奨励すべきであるといふことでありまして、法律をつくつて保護をいたしておるわけでありまして。

○淡谷委員 これはあとで食糧庁の方からも、園芸局の方からもじつくりとお聞きしたい点であります、なぜ工場を閉鎖しなければならぬ羽目におちついたか、この原因の検討はおおりにできないと思つてゐる。もしも国の方針が貿易の自由化に伴つて大転換をしたのであれば、これはまた別ですが、依然として国内における甘味資源といふものを開発しなければならぬという原則が貫かれるものならば、この隘路はやはり国が破つてやらなければならぬ。工場のために破つてやらなければならぬ。もし工場の経営の方法あるいは更生のしかたが思ひまれば、これはあらためて許可を取り消して、新しくつくらなければならぬ。これはてん菜を伸ばすために必ず必要であります。また、工場の経営不振のために全部てん菜の栽培までやめるような羽目におちいるならば、これは、新しい農業経営の形においてまさに農林省の施策は失敗したと言わざるを得ないのであります。したがつて、工場の経営の件についても、ただ一工場の私企業的な性格にまかせただけでなくて、国の農政の一半を背負うものとして大きなバックアップをしなければならぬ。私は先ほどから山梨県のブドウについても質問をしておりましたが、どうも農林省の態度といふものは、極端に申しまして、非常に冷淡で、無責任です。ほうつておけばいつか自然に解決ができるだらうという態度が見えてしかたがない。ビートに対しても、もしも工場がつぶれば、そのうち農民もあきらめるだらう、労働者も何とか散るだらうというような観点では、農政を担当する資格がないと思つてゐる。私は新しい農林大臣に期待をいたします。どうかこのビートの工場経営についても、あるいはてん菜の栽培に対しても、まだお

葬式の支度はしない、病人を生かすという方向に立つてもらいたいのであります、作物の転換を考へたり、あるいは機械の賠償を考へたり、あるいは水田の開墾を考へるのもいいでしょうが、あまり医者としましては愛情のある医者ではないように思ふ。息のある間は、この大事なビートを育てるだけの迫力をもつてこの処理に臨んでもらいたいのですが、重ねて大臣のお気持ちをひとつお聞かせ願ひたいと思つてゐる。

○倉石國務大臣 地元の方々が、いませつかくだんだんと成長してまいりましたビートを見て、いろいろな感じをお持ちになる気持ちは、私もよく理解できるわけでありまして、さてこれを経済価値のあるものにするといふことについては、いろいろまた問題もあるようでありまして。したがつて、今般農林省からは幾班かに分けて調査団を派遣して、その調査のためには、それぞれの県当局もたいへん御協力を願つておるようでありまして。したがつて、そういうデータに基づいて、近く上京される知事さんたちと、十分にその調査の上に立つてひとつ検討をしてやつてまいりたい、こう思つてゐるわけである。

○淡谷委員 この振興地域の決定は、地元の知事の意向も問ふことになつておりますから、ぜひともこれは慎重に扱つて前向きに解決をしていただきたいのですが、まさか第一次、第二次の調査団が絶望的な報告をしておるのじゃないでしょう。前向きの姿勢を十分に貫き得るような報告をしたと思ひますが、その点はいかがですか、私たちはまだ聞いていないのですが……

○倉石國務大臣 昨日淡谷先生方が私のところへおいでになりました、それまで私は御存じのように米その他のことで忙殺されておりましたので、詳しい報告を聞く時間がありませんでした。そこで、昨日は皆さん方もおいでになつたので、近く知事も上京するといふ連絡がありましたので、昨日は行きました者の一、二の話をほんのわずかに聞いただけでありまして、これでは何とも判断のしようがありません。したがつて、明日はなるべく時間を

とって、知事さんたちと一緒に現地の方々をまじえてよく話を聞いてみたいと思っております。

○淡谷委員 これは単なる農作物の問題ではなくて、国が方向を定め、しかも地域を指定し、会社には許可を与えて、非常に強い国策のしき通った事業だと思つてゐるのであります。これはむしろ工場と一体にならないとできない仕事でありますけれども。

〔倉成委員長代理退席、委員長着席〕

これから私、園芸局長にも、あるいは第二部長にも、十分調査の実態について、私どもの見た結果と突き合せて検討してみたいと思つてゐるわけですが、明日と聞いております知事との会見の場合も、どうか大臣は最後まで——約束の時間もそろそろきていますから大臣はけっこうですが、私は、これからじっくり農林省の皆さんと質疑応答をかわしたい。この結果は、どうぞ大臣も十分に御検討になつて、明日の知事会見に生かしていただきたい。私は、あくまでも農家の農政に対する信頼をつなぐためには、やつてはこわし、やつてはこわすような農政をやらず、農林省の指導と逆のことをやればそれでいいのだというふうな、極端な農政不信をこれ以上助長してもらいたくない。特に青森県では、むつ製鉄以来、政治災害の銀座通りだと言われております。今度なども、農民にも、作物の反別を伸ばせなかつたという責任を問われれば、それは確かにありましようけれども、破綻工場の赤字という面でも、五年間やってきたピート栽培の技術が全部死ぬのであります。やはり政治災害だと言つておる。そのあとは何をだれがしようかと、何をだれが指導しようかと、農民は聞くものじゃない。この農政の信を取り返すために、この問題に対して十分責任を持つて対処されるように、特にことしの処理を早急に推し進めになるように切に希望申し上げたいのですが、最後に一言大臣から御所信のほどを承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 淡谷さんも御存じのように、この北東北のピートが始まりますときには、私ども

も仄聞いたしておつたのでありますが、やはりあゝいう地方に一番適當する作物は何であるかというところについて検討をし、農林省は、当時はこういう作物が非常に適當であるということも申しておつたわけでありまして、それに相前後して、地元の知事さんからも非常に熱心に御要望がありまして、地元の知事の要請と、また北東北における作物としてピートは適當であるという見解とが期せずして一致して、そして、あゝいう事業が着手されたという沿革を持つておるわけでありまして、したがつて、一番よく知つておられる地元の知事さんたちと十分相談をいたして善処してまいりたい、こう思つております。

○淡谷委員 大臣はこれだけでよろしうございませう。

そこで、あらためてこの調査団の報告についてお聞きしたいのですが、さつき私が指摘しました工場閉鎖以来、伸びるほうに立つておつたピートの作付が、むしろ減るような傾向を示した事実はお調べになりましたか。

○八塚政府委員 正直に申し上げまして、たとえば四十一年で作付をやつておつた方が四十二年でやめられた、その方に直接お会いして、おやめになつた動機はこの工場の中止申し出でございませうかというふうに聞きますならば、一番いまの淡谷先生のお話しになりました点の、調査したかというところに相なるわけでございますが、私ども、必ずしもそういう精細な調査を——これは正直に申し上げますが、そういう形で調査をいたしてまゐつておりませんで、主として現在やつておられる方の圃場を見せていただいたわけでございます。ただ、非常に多くの、いわゆる推進指導員と申しますか、直接作付をやつておられる方で、しかも、その村の作付の指導をやつておられる方の話をいろいろ伺つたわけでございますが、そういう方々の話の中に、いまお話がありましたように、こういうことに相ならなければこんな減らなかつたのだというのをしばしば申されたわけでありまして、私どもも、ことしの作付面積のいわば急減と

いう状態でもつていろいろ判断するというのは、必ずしも正しくないもので、ことしはやはりそういう推進指導員の方々の言われるような、いわば心理的な要因、あるいは単なる心理的な要因でなく、それのバックにあつた物理的な要因というものがあつて減つたのだらうというふうな、これは最初に申し上げましたような調査方法ではありませんでしたが、そういうふうな感じをいたしました。

○淡谷委員 私どもも行って、実はその点に重点を置いたのです。というのは、あのピートの栽培を今日まで伸ばしたという裏には、現地の指導員をはじめ、県なんかの非常な苦心があつた。率直にお聞きになればわかると思ひますが、なぜピートを植えましたかとか、質問をしたら、それは県からすすめられたとか、市町村からすすめられたとか、もう全然見たこともない作物をそうした国、県の方針によつて作付をした。青森県はリンゴの名産地でありまして、あの二万五千町歩のリンゴの反別を伸ばすためには、少なくとも六十年の歳月がある。歴史がある。農家が作物になじむというのは、五年、十年は長い月日ではございせん。したがつて、今日まであの作付を伸ばしてきた裏の苦勞を考えますと、ただ工場が閉鎖したということだけでは、あの現地で苦しんだ諸君はたまらない気持ちだろつと思ひます。率直に聞きますと、農民は、いま植えてもどうにもならないと思ひ、来年から見直しがつかないから植えてもしょうがないとはつきり言つております。これは農林大臣にはつきり御報告を願ひたい。

第二に、工場の気持の変化をどうお調べになりましたか。三月十日に突如として工場閉鎖を宣言するまで、かなり前向きにやつてきたのが工場の実態です。一月十日の労働組合との契約なんていうものは非常に前向きです。工場を継続する意思があつた。なぜそれが突如三月十日になつて一転してあつたのかという原因をお調べになりましたか。

○八塚政府委員 私、今回参りまして、第一次と

が、その調査の主たる目的は、もちろん工場の盛衰と申しますか、工場のいろいろな動向が、ただいまお話がありましたように、農家の作付意欲あるいは作付に非常に影響していることは事実でございますが、私どもの調査の目的が、むしろ農のそういう点にございましたので、工場にいつてのそういう経緯あるいはいろいろな変化ということについての調査をいたしてまいりませんでした。

○淡谷委員 こういう問題について全般的に責任をとるセクションは、農林省のどこですか。食糧庁の第二部ですか。あるいは園芸局なんですか。これはどこかはつきりしたセクションがないと、この問題の解決はつきませんよ。どちらなんですか。

○八塚政府委員 ただいま申し上げましたように、第一次の調査の目的は、主として農家のサイドと申しますか、そういう点にあつたわけでございますが、農林省といつたしましては、あるいは結果においてと申しますか、いろいろ外からごらんになると、食糧庁と園芸局とがうまくいっていないというようなことがあるかもしれせんが、主として工場ないしは企業のこと、食糧庁のほうにやつていただいているわけでございます。もし工場のそういうことについてなごさいますと、私がいままでお答えできなかったことは、食糧庁のほうからお答えすることにしたいと思ひます。

○淡谷委員 これは同じ農林省の中で食糧庁と園芸局とがけんかしてゐると思つておりませんから、その点は御安心ください。

第一次、第二次というふうな調査団が出たのですが、そこで第二次調査団の食糧庁の第二部長から御報告を承りたいのですが、工場のいまの点からお答え願ひたいと思ひます。

○荒勝説明員 お答えいたします。私たちが、ことしの三月十日に、突如としてフジ製糖のほうから、四十二年産のピートの処理はやめたいと思ひます、したがつて工場閉鎖のやむなきに至りましたというお申し出がありましたこ

とにつきましては、ほんとうに驚いたような感じがござりますが、私たちが会社側に、その点についてなお工場の継続方を強く要望した際に、会社側からの一つの意見といたしまして、国なり県なりあるいは地元側の強い御協力によってはいりましたけれども、年々面積が思わしく伸びなかつたところか、この二、三年来面積が急速に減つてまいりました、このままでは経営的にやっつけなくなつたと思ひますので、やめさせていだきたい、なお、それについて強い政府側の特別な買い上げ価格のようなことでもしていただければ別でござりますが、こういうふうな返事をいただいております。

○淡谷委員 これは食糧庁長官にお聞きしたほうがいいと思いますが、さつき大臣が言つたところ、ビートの栽培は工場の存在なくしては必ず実現ができません。したがって、現地の農民諸君が、あるいは指導員の諸君が、ビートの葉を食う一匹の虫についても非常な関心を払つてゐるような、こまかい神経の配りを持つて工場の経営もしなければならぬはずで、三月十日に初めて工場が農林省にこのことを言つたんじゃないでしょうか。前に数回にわたつて農林省と折衝してゐるはずで、これはどうですか。もしもおわかりにならなければ、私はもう一ぺん榊原社長をお呼び出して願つて話めていきたい。再々農林省にいろいろなことを陳情してゐるはずですがね。いかがです。

○大口政府委員 会社のほうからは、北海道のとくすでにビート生産に相当基礎が固まつておるところと、それから北東北のようにあとからおくれでスタートしたところと、同一条件ではなかなかやりにくいので、何らかの特別な措置を講じてもらいたいという希望なり陳情は、私どももたびたび受けております。そこで、その具体的な内容として、では、でき上がったビートの買い上げ価格、つまり、現在の糖価安定法に基づきます糖価安定事業団の買い上げ価格、これを北海道のビートを原料とする北海道の工場に対する買い上

げ価格と、北東北のてん菜を原料とする北東北のフジ製糖の買い上げ価格に、差等をつけてもらいたいというような趣旨の陳情であつたわけでございます。私どもも事務的にはその問題を真剣にいろいろ研究いたしたことは事実でございます。そこで、これは過去の済んだことを申し上げるやうで恐縮でございますけれども、やはりいまのスタートがおくれたことによる特別な措置というものをとる場合には、やはりその長さについてはいろいろ御意見があるかもしれませんけれども、いづれ将来に、一定期間経過をすれば、その特別な措置をとる必要性がだんだん減つていつて、最後にはその特別な措置が必要ないということが、私はやはり一つの筋であらうと思つております。そこで、まあ、そういう筋で、いろいろ将来の問題等について、実は部内でもいふん真剣に検討いたしました。会社ともいふん相談をしたわけでございます。

そこで、ビートの工場の採算というものを一番大きく左右するものが原料の数量であるということとは、淡谷先生も十分御存じだろうと思ひます。そこで問題は、会社の採算が将来一定期間後に北海道に追いつくか追いつかないかということとは、あげて原料の入手数量というものが、将来ある程度の目標に向かつて到達するかどうか、もちろん年限の長短はございましょうが、そういう角度で、その可能性ありやなしやということをいろいろ検討いたしましたわけでございます。ところが、これはいろいろな原因があるかと思ひますが、作付面積の増加にいたしまして、原料のてん菜の生産増加の見込みのテンポというものが、いろいろ関係者の御努力により、われわれの期待なり、われわれの努力にもかかわらず、一定の期間において、必ず原料がまともな数量になることによつて採算的に北海道に追いつき得るということとは、非常に確信が持たないということをいろいろ思ひ悩んでおる最中——と申しますと若干語弊がございしますが、そういうことを検討しておる最中に、会社のほうとしては、金融面その他の面から、早急

に今年の会社の操業を続行するかしないかという決断に迫られて、三月十日の申し出になつたというように私は考へております。したがらしまして、私のほうとしましては、そういう角度では相当突っ込んだ研究をしたつもりでございます。

以上が経過でございます。

○淡谷委員 それはしかし、私は非常に心外です。作付反別が会社の経営に十分マッチし得るというふうな前提のもとに、これは生産振興地域に決定したんでしょう。第四条にはそのことをはっきりと書いていますね。それが狂つたら、会社が工場を投げ出す前にか手を打つべきじゃないですか。県からはつきり採算が取れるような——これは警告が出ておるはずですね。これはいつか御検討になつたのか。作付が伸びないということとは、これはなかなかむずかしいと言われまして、これは、そのむずかしさにいつ気がついたんですか。

○大口政府委員 これはいつ気がついたと申されますと、ごく最近になつて初めて気がついたというところじゃなくて、やはり何べんか最終目標を何トンにするかという計画を練り直し、ここ一兩年の間、絶えず青森なり岩手県当局と、将来の見込みなり将来の計画達成の可能性なりということについては、事務的に何べんもお打ち合わせをしたのでございまして、このお打ち合わせをしたという背景には、どうも当初の予定どおりなかなかないかということ、何べんもお打ち合わせが続けられたというふうに私は理解をいたしておりますし、この問題については、非常に真剣に、私どもももちろん、園芸局で担当してもらつた部分もございまして、食糧庁であるという先ほどのお尋ねもございしましたが、そういうことによつて、以上のような経過を経た次第でありまして、私は経過については非常に残念に思つておりますが、経過を率直に申し上げれば、先ほど申し上げたと

おりでございます。

○淡谷委員 もし会社の赤字の原因が作付反別の不足という点にあるならば、これはやはり園芸局にも若干の責任を負わなければならない。しかも、さつき私が大臣に話しておりましたとおり、青森の場合は一つの伸びない例でございましょうが、岩手は倍になつてゐます。こういう違いなどもありまうから、いま何かこうこれ以上やつてもだめだというふうな口ぶりが見えるのですが、もうこの作付を伸ばすということについては、園芸局は絶望ですか、さきを投げてゐるのですか。

○八塚政府委員 作付について今後の見通し、それにさきを投じたというのでございまして、これはもうすでは結論が出ておるということでございますが、これは先ほど来大臣も申しておりますように、現在の段階ではまだ最終的に結論は出ておりません。ただ、それが問題のやはりポイントであらうと思ひます。そういう点につきまして、その見通しをいろいろやつておるわけでございまして、まあたいへんむずかしい問題でございまして、時間のある限り繰り返しそういう問題について検討してみたいというふうに考へております。

○淡谷委員 肝心なところをむずかしいと逃げられちゃ困りますよ。これはあなたのははむずかしいで待つておられましようけれども、現地は死ぬか生きるかなんです。むずかしいが、これは達成するかしないかという問題にかかつてゐる。これは県にも責任があるでしょう。国にももちろん責任があります。もしこれができなくなつてくれれば、これは生産振興地域に決定した農林省の責任です。私は無責任な農政は断じてやっつけたいと思ふ。初めできるといふ設定のもとに生産振興地域に指定したのでしょう。会社も許可したのでしょう。五年たつたに、これはできません、投げ出しますでは、責任ある農政と言えまう。また、困難にぶつかったら、五年十年が何ですか、断固としてやるんだという信念なくして農政が買いますか。どうも困難でありますから、むずかしいとございましてからといふことは、いま

あなたの方からは言える。現地農民はそれは言えませんが。会社だって言えないでしょう。だから三月十日の悲痛な工場閉鎖になつてゐると私は思う。これは食糧庁長官、どうですか。あなたもさじを投げたような感じがするのですか。やはりむずかしくておしまひですか。何かこの後の抱負ありますか。

○大口政府委員 私どもが先ほど来申し上げておることは、確かにむずかしいものをむずかしくないように申し上げる気は毛頭ございません。それから、また、この五年間の経過を経て、私は、食糧庁並びに農林省としての責任を痛感いたしております。したがって、ここまで来た現時点においては、今後の善後措置をどうするかという問題については、責任を痛感しておることもあわせ、真剣に考えておる次第でございます。ただ、この場でおまえは一体見通しをどう見ているかというお尋ねでございます。いままでいろいろな角度からやってみましたが、いまだにむずかしいといふことを感想として申し上げておるわけでございます。しかし、むずかしいからさじを投げたとか、あるいはいままでの責任を痛感しておらないとか、そういうことは決してございせんので、その点は御理解いただきたいと思ひます。

○淡谷委員 さつきも私から大臣に言つておきましたけれども、この仕事はいまになつてむずかしさのわかつた仕事じゃないのです。五年前、これを始めるときにむずかしさがわかつておつたのです。だから県に対しても非常に念を押したのです。その間に砂糖の貿易自由化という問題が、砂糖だけじゃありませんけれども、貿易自由化の政策転換があつたことが、なおさらこの工場経営を困難しているという事実はお認めになりますか。

○大口政府委員 砂糖の貿易自由化といふ事柄との関連性について、先生十分事情は御存じだと思ひますが、一応私どものほうの立場での理解をしておる点をちょっと申し上げさせていただきます。一と思ひますが、現在の糖価安定法によつて、一

応海外価格と国内価格とは制度上遮断するような制度になつておりますので、砂糖の貿易の自由化によつて海外の相場が直に反映して国内の製糖会社の採算が一樣に悪くなつたといふことは必ずしもならない面があると思ひます。ただ、砂糖の自由化をいたしました時期が、不幸にして非常に砂糖の価格が上昇しておつた時期でございまして、各製糖会社が争つてこの時期に大いに自分のシェアを伸ばそうといふことで、設備拡張に狂奔したこととが不幸にして一致いたしましたので、現在の不況を招いたといふふうに私は理解をしております。したがって、砂糖の自由化といふものが直に原因をしてゐるかとおっしゃられれば、それはしてありますと申し上げることが重なるものでございまして、影響がよいいひどく出たといふふうには私は理解しております。

○淡谷委員 これは自由経済の法則に従つてやりますと、てん菜糖の経済的な耐える力というのはたいへん弱いことは御承知のとおりです。それだけにこうした政府の施策といふものは、工場の経営にも微妙な影響を与えるものではないかと推定されたいと思ふ。それだけにやがてこの事業の推進には、農民に対しても、工場に対しても、国が大きな責任を負わなければならない。その責任を負う勇氣があれば処理はできないのです。

第二部長、今度第二次の調査団でいろいろ見てこられたでしょう。見ただけではなくて、対策も立てられたようですが、北海道の技術陣が入つてきた話、あるいはここの処理についてのさまざまないきさつについてお話があつたと思ふのです。われわれも現地で若干聞いてまいりましたが、あらためてあなたの口から、その第二次の調査の結果のまとめと御報告をお願いしたいと思います。

○荒勝説明員 この七月の十一日に、調査団といひますか、われわれ調査団とは申しませんが、診断チームと称してゐるのでございますが、診断チームといひまして、北海道の各々ん菜糖の会社

から十四名、本省から私以下二人、それからビーエト工業会から一人、計十七名で現地へ参りまして、ちようどまる三日現地に滞在いたしました。慎重に工場の現状について診断したようなわけでございまして。診断チームの中には、工場長を歴任された方もあり、また現在北海道の現場で課長あるいは次長を担當されてゐる人がおられまして、まあ現在の段階では高い水準の診断チームであつたと私は思つております。

工場をつぶさに検討させていただきましたところ、診断チームのメンバーの各位の一致した意見は、現在の工場は非常にりっぱである。むしろ北海道の工場よりも、ある部分によつてはりっぱでございまして。工場の敷地も、坪数で表現するのはあれでございまして、北海道の工場は十五、六万坪で現在すでに狭隘を感じておられるけれども、青森工場は、約二十万坪、そのほかに別途直営の農場約二十万坪、計四十万坪のいわゆる余裕敷地を持ち、かつ労働者の宿舎等も非常に完備しております。まして、独身寮あるいは季節工の宿舎も完備しておつて、現在の段階では非常に理想的によく保持されておるといふ最終的な結論でございまして。

つづきに検討いたしますと、ある個所につきましては多少早急に手入を要する箇所がある。たとえて申し上げますと、石灰石を搬入してまいりまして石灰で石灰にしてやりますロータリーキルンといふのがございまして、その中の耐火レンガ等は、現地で調べましたところ、多少摩滅しておつて、使えないかもわからないことと、東京へ帰りまして早急に品川白煉瓦のほうに問い合わせいたしましたところ、あすこの耐火レンガはいわゆる異型レンガであるから、そういうものはいますぐ問い合わせないけれども、いわゆる通常の、標準の耐火レンガで代用して、早急に取替はできるならば、ここの六万五千トン程度の大根の処理の期間中くらいは十分間に合ふのではなからうか。こういうふうなことでございまして、要するに、工場の機械あるいは設備等につきましては、いま直ちに手入を行なうならば、本年産の

ビーエトの処理に差しかへないのではなからうかという診断結果が出ております。

それからもう一つ、副資材と申しますか、石灰石とコークス、これが従来青森工場ではなかなか入手が困難であつたやに、出発前の事前の調査ではそういうふうな聞かされて、非常に心配して参つたのでございまして、そういうことも、むしろ北海道のほうが、あとで聞きますと、環境としては悪い。北海道でも、場合によつては石灰石を九州にまでも手配しなければならぬ工場もあるけれども、現地に、上北でございまして、そこに石灰石の原石山があるもので、まあまあ何とか、トラックを動員すれば、いまからでも間に合ふのではなからうか。しかし、早く手配しなければいけないといふことでございまして。

なお、今度の診断の結果一番の問題になりましたのは、現在の工場に、去年のいわゆるビーエトの最盛期と申しますか、ビーエトの処理は、工場長以下二百五十数名をこえる現場の労働要員といひます。作業要員が参つたわけでございます。そのほかに、別途約三百名近い季節工といひます。十一月から二月末までの臨時工と両方あつたのでございまして、会社自体の本工約二百五十名をこえる作業要員が、すでに工場閉鎖後相当多数にわたつて清水の工場へ転動する者は転動し、あるいはそのほかの職場に移動される方は移動されて、現在相当減つておられて、百八十名くらいになつておる。さらに問題は、この十一月ごろまでの間に現在の作業要員がどの程度残り、あるいはどの程度やめられるか。どうも労務関係については、事態が非常に流動的でございます。まして、われわれ診断員も、作業要員の確保について人数だけではなく確かな見通しがつかなくなつたことには、いわゆる単なる労働者を集めるだけではなくて、それぞれパート、パートの専門の技術者が要る。それで、いまのフジ製糖の青森工場の作業員でやめられた方に対する穴埋めが十分にできるかどうか、いわゆる歯車が十分に合うかどうかといふことが非常に懸念されたわけでございまして。大体の

推定では、かりにどなたかにあの工場のあとの作業だけでもお願いするということになりまうと、おおむね現在の段階では百五十名ぐらいの人間を北海道方面からお願しなければならぬのじゃないか。そういたしますと、北海道では現在九工場ございますので、九工場で百五十人の人間を動員するということになりますと、きわめて各社ともむずかしいというか、それだけの人間を大量に送り出すについては、北海道方面の献身的と申しますか、非常な犠牲を払っての御協力を願わないと、事態は困難なのではないか、こういうふうに診断したような次第でございます。

それからなお、原料関係につきましても同様でございます。相当多数の方がやめられたり、あるいはやめそうなので、やはり原料関係の人員についても、いま申し上げました百五十名の中に入っておりますが、こういった原料関係の要員も北海道から送って、いまのうちに至急農家と一極端なことを申し上げますと、暑中見舞いから始まって、ことしも大根よろしくお売りくださいというふうなあいさつから入って、原料関係の集荷をやらなければならぬというふうなことで、総括的に申しますと、その調査時点でございますが、いま直ちに手をつたならば、結論的に申しますと七月末ということになるかも知れませんが、何とか青森に工場の操業は技術的に可能ではなからうか。そのほか、いまだに国鉄の側線の契約も残っておりますし、土地改良区からあそこ工場の用水として毎秒〇・三トンの分担金も会社側では払っておられますので、工場用水のほうもまだ関係が切れておりませんし、いますぐ十分に手をつた断るといたしましては、いますぐ十分に手をつたならば、ことしの操業にはさしつかえないというふうにおおむねの報告というか、感じを持って帰ったような次第でございます。

○淡谷委員 診断チームというのは非常に気に入りました。さつきから言っておるとおり、この病人が生きているか死ぬかという見方がたいへん大事なので、いまのお話だと、診断中も非常に重体だ

れども、どうやら息を吹き返している状態らしい。これには健康を回復させてどんな活動させる方法もありましようけれども、どうもやはり本年の処理をどうするかというカンフル注射が一つ必要だと私たちは考えている。生かすという熱意があるならば、このカンフル注射の方法を誤ってはいけません。それはつまりことしにおけるビートの処理なんです。第二部長は現地で労働組合との会見を申し入れて断わられたというので、どうもだいぶ労働関係が悪化したようなことを言われておったようでありますが、私も現地で会社並びに労働組合とも会ってまいりました。そもそも、この争議の発生は工場の閉鎖によるものなんです。一月十日、まだ農林省がいいことを言っていたときは、非常にいい労働協約をやっておった。突如三月十日になって今度は工場閉鎖、解雇だ。これはおこらないうがどうかしていますよ。盛んにお菓子を食べさせて喜ばして働けとて言っておいて、予告もなしにぱつぱつ首を切る。これでおこらなかつたらばかですよ。それが労働争議の発生原因なんです。

現地を見ますと、まず農民がこれはぜひやりたいという熱意を持っておる。工場閉鎖で水をかけられたとしても、なお一生懸命やるのだと意気込んでおる。いままでは反別を伸ばそうとしたけれども、収量も伸ばしておる。労働組合はどうかといえは、このストライキによって十件の法律問題を起さなければならぬ、あの機械の整備をやったのは、むしろ立ち入り禁止という法を犯してまでも動いた労働組合の諸君の努力でしょう。私も工場は見えてまいりました。いま第二部長が言ったとおり、これは操業しようと思えばできる段階にある。会社は一生懸命に閉鎖のほうに急いで、どんどん転動もさせておる。それを何とか続けたいといいつてささえてきたのが労働組合の諸君の力なんです。そうしますと、地元の県はこれからやるとがんばっているし、農民はこれから新しい意気込みでやろうと言っているし、労働組合はそういう態度をとっておるのですから、農林省の態度さえきまればできるじゃないですか。

いま現地の処理についていろいろお話を聞きますと、非常に見込みがあるような診断であった。さつきから言ったとおり、北海道で処理するなんて、とても輸送力が間に合うものじゃありません。北海道の経済はとまりますよ。概算しますと、十トン車を毎日百台ずつ動かしても二カ月かかる量なんです。ビートというのは、これはとてもできるものじゃない。ですから、大臣にもつと詳しく報告をし、あしたは知事とも会議をやるでしょう。どうかこの病人を生かしてもらいたい。お葬式の相談をする前に何とか健康を回復させて、ぜひとも生かすという意気込みをもって農林省は取組んでいただきたい。そうでなければ五年前のあなた方のこの計画はさききまわるものになります。北海道東北開発公庫という公庫が東北開発のために金を貸したでしょう。これは一年の貸し付けの約一割近い金がフジ製糖に流れていっているのですよ。それから見ましても、明らかに国策で裏づけられた事業であることはわかる。その責任を感じるならば、どうかこの問題ではつきりした実績を示してもらいたい。われわれは及ばずながら大いに協力します。どうか一丸となつて、このせつかく根づいたビートを国内のたつと甘味資源として十分発展せしむるよう農林省は努力してもらいたい。

いまの調査報告、診断の結果を聞きまして、私は意を強くします。どうか現地の諸君と一体になつて、この問題の前の向きの解決に努力してください。明日知事との会見を控えているそうですから、少なくとも悲観論は一通りして、お葬式の支度じゃなくて、病氣全快のお祝いの支度をまずしてもらうように強く要望いたしまして、私はきょうの質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○本名委員長 昭和四十二年七月の集中豪雨による農作物の被害状況について、政府より説明を求めます。檜垣官房長。

○檜垣政府委員 本年七月の豪雨の被害状況について御報告申し上げます。七月八日から七月十三日までのいわゆる梅雨前線による豪雨の被害を中心に御報告申し上げます。なお、これ以前にもかんがりの豪雨がございましたので、被害総額等の集計には、他の数字も他の場所でも発表されているかと思いますが、その点をお断わりをいたしておきます。

七月豪雨の農林水産関係の被害の総額は、お配りをいたしております資料の四ページにございまして、総計で三百八十三億五千三百四十七万円というふうに相なっております。その内訳は、農地の災害が五十五億二千六百三十一万五千円、農業用施設が百六十二億九千二百六十一万一千円、農地、農業用施設を合算いたしまして二百十八億一千八百九十二万四千円、次に海岸が五千八百五十万円でございまして。

次に、林道の被害の総額が五億七千万円、治山の事業、これは荒廃治山でございまして、この関係が八十七億五千六百六十五万五千円、治山の施設が一億四千六百四十万五千円とございまして。次に、水産関係では漁港が八千三百九十五万五千円、漁船が三百六十二万二千円、漁具が五百七十一万五千円、養殖施設等が三千七百八十六万四千円というふうに相なっております。

次に、農作物等の被害額につきましましては、主要農作物合計で五十四億二千三百五十八万五千円、家畜等が一億四千三百二十五万五千円、共同利用施設が七千四百四十八万五千円、共同利用施設以外の施設が一億一千九百五十五万五千円、林産施設が千二百六十七万五千円、林産物等が五千二百五十一万五千円、開拓者の施設が四百四十三万五千円というふうに相なっております。

これはいずれも県の報告に基づくものでございまして、最終の被害額の認定にあたりましては数字の変動があるかと思いますが、一応県報告に基づいて御報告申し上げたわけでございまして。そのうち、いわゆる農地、農業用施設の災害復旧に關

する暫定法関係のものを集計いたしますと、二百二十四億三千万円ということになります。公共土木負担法の関係が二億八千四百八十五万円、天災融資法の対象の被害額が五十六億一千九百万円、その他が八十九億七千万円ということになります。そのうち、暫定法関係並びに負担法関係の災害に對します措置として、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律に基づきます激甚災害としての指定の措置と、それから激甚災害について適用すべき措置につきまして政令を制定することに相なりまして、本日の事務次官会議で検討を終えまして、明日の閣議で決定をされる見込みでございます。

なお、天災融資法の発動につきましては、先ほども申し上げました主要農作物等の被害額について、農林省の統計調査部の進行を待ちまして措置をいたしたいというふうに考えておるのでございます。

なお、今回の災害に關連いたしました、既融資の償還延期措置等につきましては、本日付で農林経済局長名をもって、関係金融機関の所属団体等に善処方の要請の通達を出しております。

次に、食糧の応急手当につきましては、資料にございますように、大阪、兵庫、広島、佐賀、長崎等で、精米及び乾パンの売り渡しをいたしております。

また、応急対策用の備蓄材につきましては、長野、名古屋、大阪、高知、熊本各管林局に、合計三万二千立方メートルの材を持ちをいたしております。そのうち一部を大阪管林局において呉市に對して売り払いをいたしております。

以上が、七月豪雨災害についての被害の報告と、当面政府としてとりました措置についての御報告でございます。

○本名委員長 次に、農地転用問題について質疑の申し出がありますので、これを許します。中野明君。

○中野(明)委員 前回、岡山県の倉敷市における

農地転用申請の件につきましてお尋ねをいたしまして、その後調査して報告するということになっておりましたので、そういう点からみまして、二、三点お尋ねをいたしますが、まず一点は、前回の局長の答弁で、事前審査のときより、申請時において面積が減つてきた、こういうお話があったわけですが、その減つた理由を最初にお尋ねいたします。

○和田(正)政府委員 減りました面積は、旭化成関係で三万一千二百二十ヘクタール、旭ダウ関係で一萬二千四百四十四ヘクタールでございますが、前回はちよつと申し上げましたが、関係の土地所有者の中で、会社に農地を売りますことについて反対の人がおりました、その土地だけを除外するということは、その後の土地利用の面から考えて適當でございませぬので、その付近一區画を、いま申しましたような面積は除外するよう指導をした次第でございます。

○中野(明)委員 それから、前回お尋ねしました従業員の数ですが、その後そちらのほうで調査なさつて、はつきりしたでしょうか。

○和田(正)政府委員 従業員の数でございますが、会社の現在の計画によりますと、旭ダウ関係が、共同住宅として二百二十四世帯を入れますための建物を八棟、それからそのほかに、单身者の寄宿舎に入れますものが三百四十四ということで、一世帯四名平均で旭ダウ関係が千二百名の人員を収容する必要があるということでございます。それから、旭化成のほうは共同住宅だけでございまして、三百四十四世帯を収容する。一世帯平均四人と考へまして千二百十六名、両方合わせまして二千四百十六名の収容をするということになります。

そこで、先回、その人数に比べて申請面積が著しく過大ではないかというお尋ねがあったのでございまして、その点につきまして調査をいたしてまいりましたところ、両会社合計した数字で申し上げますが、合わせまして申請面積が十一万六千八百四十五平方メートルでございます。住宅の延べ建坪が三万九千六百二十平方メートル、それから

建築面積、建坪が一萬二千三百平方メートルでございます。まして、申請面積と住宅の延べ面積との比率、これを住宅のほうでの専門用語で住宅容積率というのださうでございますが、それが三・九%、それから建築率、敷地総面積と純粋の建坪との比率が一〇・三%でございます。この数字は、日本住宅公団が団地を建てます場合の基準等について調査をいたしましたところ、住宅公団の通常の建築率は八ないし一〇%程度、それから住宅容積率が三・四ないし四・五%程度でございます。実際に住宅公団が建設をいたしました各地の団地について、二、三実例を調べてみたのでございますが、建築率で一・一%ぐらい、それから容積率でいま申しましたような三・四ないし四・五というような容積率の幅の中にばらばら入つておるようでございます。これらの日本住宅公団等の団地を建設いたします場合の比率に比べまして、先ほど申しましたように建築率はこの場合一〇・三%であり、住宅容積率が三・九%でございます。

で、そのとき御疑問がございましたような意味で、この申請が従業員の数等に比して過大ではないかというお尋ねがございましたが、そうではないかと、ほぼ日本住宅公団の団地形成等の場合の基準にも照らして、一応適當な面積ではないかというふうに考えております。

○中野(明)委員 いま局長が申されたのは、今回申請された農地の面積に比例してのお話でしょうか。

○和田(正)政府委員 先ほど申しましたように、除外をいたしました面積を除いた、新しい会社の建設計画の面積との比率でございます。

○中野(明)委員 では申し上げるわけですが、前回私が質問の中でも申し上げたように、この旭ダウのほうはずでに同倉敷市内に、もう転用も終わつて確保しておる土地が三カ所に分かれて約一萬坪あるわけですから、私は過大ではないかということをお尋ねを申し上げたわけでありまして、その点どうお考えになりますか。

○和田(正)政府委員 その点も、前回お話がござ

いましたので、会社関係にも当たりましたけれども、やはりそれは別に、新しい工場建設との関係でこの住宅敷地が必要であるということのようでございます。

○中野(明)委員 いま局長は、今回申請されておる土地、それが向こうの計画に当てはめてみて計算して妥當だ、このように答弁なさつたわけですが、私がお尋ねしているのは、それ以外に一万坪に近い土地をすでに確保しているんだ、ですから、過大ではないか、こう聞いておるわけなんです。

○和田(正)政府委員 私も別にそういうふうに申し上げたわけではございません。会社の計画全体として見て、今度の申請の部分が建築率その他から見ても、いまおっしゃるようなものも含めて必要であるという理解でございます。

○中野(明)委員 では、もう一度お尋ねします。前に確保しておる三カ所で一万坪ちよつと切れますが、約一万坪の土地を合わせて、それで計算をしてみても妥當である、このようにおっしゃるのですか。それとも私が先ほどから疑義を持っておりますように、今回の申請の面積の中で妥當と思つておられるのか、そのところをもう一度はつきりしておいてください。

○和田(正)政府委員 先ほど申し上げました建築容積率なりあるいは建築率なりは、今回の申請面積に關して、今回建てようとしておる住宅の収容人員との比率で申し上げたわけでございます。先ほど御答弁を申し上げたのは、それとは別に確保しておる分があるということでございます。それは今回の申請とは別の工員の住宅施設ということでございますので、そういうものも合わせて、全体として職員の住宅施設として必要である、そういう理解だということに申し上げたわけでございます。

○中野(明)委員 それは現在じゃなしに、将来の会社の構想も含まれてのことでございます。それから、将来にわたつての問題について、ここで会社の予定を議論してみてもはじまりませぬので、

一応その点は将来のこととしたしまして、私がなげこういうことを質問申し上げるかといいますが、農地法におきまして、農林大臣の許可をもつて転用されるという四条、五条の適用でございしますが、そのところでこういう問題が他にもあります。きょうはこの問題の決をつけようということでお許しをいただいておりますので、また次の機会にお尋ねしたいと思っておりますが、愛媛県の松山においては、農地法にからんでのいざこざが起つておりますし、岡山県の干拓地の問題も裁判されたらうと思つておるものもあります。これは次回に譲りまして、そういうことに關して、結局、二ヘクタール以下の小面積は、地方の農地委員会が相当きびしく検討を加えられて、そうして吟味されている。ところが、二ヘクタール以上の大きな面積になってまいりますと、農林大臣の許可で地方の農政局長の専決処分、こうなつていくわけがあります。そこら辺にこういう問題が起る要素が含まれている。それで農地法のあり方を、地方農政局長が専決する、大臣が許可するにあつて、その土地の農地委員会の意見を聞くべきである、意見を聞かなければならぬといふふうには、農地法の改正をする必要がある。卑近なことばで申し上げますと、小さな魚はかなり規制をされておるわけですが、大きな魚は逃げまわつておるわけですから、農地法の精神はどこまでも農地を確保しようといふところから起つてくるのじゃないかと思つておるわけですが、それがどどん工場あるいは住宅地に転用されて、ただでさえ不足しておる良田がどどん消えていくといふくらいがあるわけでありまして、その点、いづれまたこれは大臣がおいでになるときにたゞしてみたいと思つておりますが、局長として、農地法について、そこまでやはり地元の農地委員会の意見を聞かなければいけないといふふうには改正したほうがいいと思つておりますが、あなたの見解をお聞きしたい。

○和田(正)政府委員 地元の農業委員会の意見を聞くように法律改正をしたらどうかという御意見でございますが、実は現在都道府県の農業委員会の意見を聞かなければいけないといふふうになつておりまして、地方農政局長が大臣の権限で専決処理いたします場合には、まず地元の農業委員会、県の農業委員会の意見書が県庁に出まして、それがけつこうであるといふことを言つておられます。県と、県の知事名でついでに副知事に許可不相当といふふうに出てまいりますので、いまお尋ねのようないふことは、現在実際にも行なわれておるといふふうには思つておるわけですが、農業全体として農用地を確保するといふことは、先生の御意見に私も同感でございますので、転用自身を社会の全体の大勢に押されてゆるく処理をしておるといふふうには思われたい、たいへん私どもとしては心外でございますが、非常に苦心をして、できるだけ転用を避ける、特に優良農地については転用を避けるという方向で実態としては指導いたしておるわけでございますが、御承知のように、経済事情の非常に大きな変動の中で、また地元の関係者等が、その地方の地域的發展といふこととからめていろいろと申請をしております。と、ある程度は許容しなければならぬ、やむを得ないといふようなケースもございます。ただ、今後とも、ルーズに処理をするといふことではなくて、お尋ねになつておられます御趣旨も十分理解ができますので、現在の許可基準を厳重に実施をしていくようにつとめてまいりたいと思つておるわけですが、

なお、倉敷市の本件につきましては、前回もちよつと申し上げましたけれども、旭ダウ及び旭化成が予定をして計画申請を出してきております。地区の隣接地に、倉敷市が水路を建設いたしておりますので、その水路の工事用のための仮設道路を建設しておつたわけでございますが、少なくともその仮設道路は農地の一時転用でございまして、それを原状に復して農業用地として利用できるように戻すまでは本件の審査はしないという処理方針で臨んでおりますことは、前回もお答えを申し上げたとおりでございますが、その点につきましては、六月一ぱいで仮設の道路のために積みました土石が全部排除されまして、原状回復を市当局もいたしましたので、あとは地元の関係者等の意見も聞きまして、これから農地法における許可等の手続の審査を進めたいと思つておりますが、先ほど申し上げましたように、建築等から考えても、また農地の利用状況等から考えましても、一応いまの計画ならやむを得ないのではなからうかといふふうには思つておりますが、まだ正式な転用の許可はいたしておらない状況でございます。

○中野(明)委員 いま局長は、仮設道路でもとに復元したという報告を受けたとおっしゃつておられるわけですが、私がこの問題につきましては、この前質問いたしました焦点は、市長が仲介して会社と農家が契約をして、そしてその全部の人が了解をして農地法の転用が行なわれなければ残額は払わない、そういうふうな一方的な契約がうたわれておるわけですが、この契約といふのは、どこまでも農家個人と会社の契約であるといふふうに私は思いますが、にもかかわらず、全部が契約の調印をしなければ残金を払わないといふことで、農家が残金をもらえないで非常に困つておる。このことについて私が申し上げたら、局長は、たぶん転用にならないと金は出さぬでしようといふふうな答弁だったと私は記憶をいたしますが、私の言いたかつたのは、そういうふうなことののために、たんの耕作もできないような状態で、農地をわづかの手付け金でそのまゝいつまでこの紛争が続くかわからない中で放任されている農家が非常に気の毒だといふことで質問をしたわけですが、幸いに、あれは質問したと思つて、その日の夕刻に、どういふことでしたか、全額農協を通じて農家の皆さん方に支払われたやうであります。これは非常に喜ばしいことだ、私はこのように思つておるわけでございます。ところが、局長のほうには、とにかく仮設道路だからもとに復元するといふことを非常に強調されたやうですけれども、いまここに当時の参考の写真を持つてきておられますが、私も行って見て意外だったのですが、こまごま金を入れて工事しながら、それをまたもとに戻してやつておるといふ、非常に大きな金を使つておる。だから、いけなかつたらいけなかつたといひまして、これは行き過ぎなら行き過ぎとして、今後のことについて、農林省としても現地とよく連絡をとつて、公費をむだに使わないやうに指導すべきじゃないかと思つておるわけですが、参考までにこういう写真をお見せします。

〔写真を示す〕

こういうブロックのところ、これまで全部こわしてしまつておる。ですから、そういうふうな、一たん一千七百万円もかけて工事したものを――まだ仮設道路を掘り返すといふのなら話はわかるのですが、大あわてにあわてておる姿、そういう点を私はもつと考へておると思つておる。私のこの前の質問の内容は、せつかく農地を手放して耕作権も放棄しているやうな状態の中で、わづか三分の一か半分に近い金しかもらえないで、そして一人、二人反対者がおるために農家が困つておる、こういうことから端を発しているわけでありまして、そういう点、今後ともなきにしろあらずだつたら心配しますので、そういうむだのないやうに、行き過ぎなら行き過ぎ、間違つておたら間違つておつた――しかし、現在でいて、どういふ工事をやり直す、そういうむだを省いて、どうすればこれを生かしながら今後やつていくのかといふことにもつと指導をし、あるいは話し合ひもしてもらいたい、そうして極力そういうむだをなくするやうにすべきじゃないか、私はこのやうに思つておるわけですが、その点局長のほうから……。

○和田(正)政府委員 会社と個人との契約で、金が支払われていないではないかといふお尋ねに対して、当時私がお答えを申しましたのは、会社側から申請は出てきておりまけれども、まだいろいろな点で審査の問題が残つておるので、許可する

かしくないかはつきりしない、まだ許可というところもしていない、そういう状態の中で、行政庁としては残りの金を農民に払えという指導はできにくいというのを申し上げたのでございます。現状におきましては、まだ正式に農林省としては転用の許可をいたしておりませんので、支払われたかどうかについては私も確認はいたしておりませんが、もし払われていないという事情があつても、会社は私のほうとしては払えとはなかなか言にくいと思ひます。

それから、仮設道路の問題は、転用の許可申請とは別個の問題でございますので、もし不許可というふうなことにしなければならぬ場合等も考えますと、やはり一時転用ということで水路の工事のために仮設しましたものでございますか、その撤去というのは、最初から義務づけて指導しておりますので、そういったわけですが、いまお話しのように、何か石のブロックまではずしたというふうなことは、いささか行き過ぎでございます。私どもとしては、仮設の道路をつくりましたために近くの山から運んでまいりました土石だけは、もとのところへ戻せということで、もし転用の許可がない場合にも農地として利用できるように、そういう状態にしておけというところまでを指示したわけでございます。もちろん、こういうふうな転用の問題と仮設の道路というふうな問題が同じ地区でダブつて起こるようなケースはごくまれでございますが、そういうことが起こりました場合に、今後そういうむだなよいなところまで持帰するようないき過ぎがないように十分指導していきなさいと思ひます。

○中野(明)委員 それから、これに関連はしますが、これは和田局長には直接問題はありませんので、委員長にお願いをしておきますが、この農地の売買の契約にあたりまして、市役所がその中に入りまして、非常に行き過ぎた行為があります。それで、次回に機会を見て行政局のほうから来ていただいで、私二、三だしたいことがございませう。登記の謄本を一千四百通も公用で無料を出し

たりしているようなことが相当数この問題に含まれておりますので、これは次回にぜひ委員長にまた機会をつくつていただいで質問をしたい、このように思つております。

最後に、局長にお尋ねしておきますが、この問題の農地の転用の許可をされるのか、されないのか、どういふ考えでられるか、それをお尋ねいたします。

○和田(正)政府委員 現段階におきましては、仮設の道路ももとに復しましたし、また建蔽率等の審査をいたしましたが、そう著しく過大とかいふような点もございませんので、これから審査をいたすわけでございしますが、何ぶんにも前回この委員会でも問題になりましたこともありまして、そのままだ正式の許可は進めておりませんが、先ほどもちよつと申しましたように、私どもの立場では、反対者の区域は除きまして、所有者のほうで同意をした部分に限定したこともございまして、この、会社の事情あるいは地元の地域開発の視野等から考えまして、許可を相当とする事案ではないかというふうなことを考へております。

○中野(明)委員 反対者がたしか二名おるはずであります。その面積、これは先ほど局長が言われた差額がその面積になると思ふのです。反対者はどういふ感情のもつてか、なかなか話がついていないようですが、すでに田植えも終わつていふうであります。いま局長は、実情がそうなんであるべく許可をしたいとお話のようですが、あたかも広い土地のまん中にドーナツのように田植えがされていふ。そういう相当数の一両方で約三千坪近いのじゃないかと思ひますが、そういうものを残して許可をされるのかどうかです。私は、相なるべくならは地元で話し合ひをつけてもらつて、そういう状態の中でたんぱをつくるということは不可能だろうと思ふのです。きれいに話し合ひをして、そして全部を転用許可するような方向に持つていかれたほうが妥当ではないかと考へるわけですが、まわりずつと宅地転用に許可がなつて、そのまん中にちよつとドーナツの穴が

あいたようにたんぱがあつたとすれば、これから用水とかいろいろの問題で非常に不合理の問題も起つてまいりましようし、そういう禍根を残さないようによく指導されて、そして許可をされるならされるように、このことが私の現在の希望なんです。その点もう一度……

○和田(正)政府委員 土地所有者が同意をいたしませんと、これはやはり土地所有権の売買にかかわる問題でございますから、同意の得られない部分を含めて会社が申請をするというところは、それ自体適當でないと思ひます。

それから、先ほどもちよつと申し上げました面積は、反対者がございしますので、ただその土地だけを残すというところは、おっしゃるような点もいろいろございしますから、一つの区画として今後の農用地としての利用が可能となる範囲まで、両方合わせまして約四万平方メートルを除外したわけでございます。それは工場が住宅用地として予定しております地区のどまん中ではなくて、会社側の用地の形を変えまして、その部分が地区外になるようにいたしてあるわけでございます。現段階では、そこも含めて会社側が申請してくればともかく、私のほうから反対者を説得して、つづき農地の面積を広げて申請をし直してこいという指導はいたしかねるかと思ひます。

○中野(明)委員 私が申し上げてゐるのは、局長は現地を知らないからそうおっしゃつていふと思ふのです。反対者のおところは広い用地の中、私、資料を持っておりますから地図で見せてもよろしいのですが、ちよつとどまん中に当たつてゐるわけですが、ですから、そこだけあけて許可をするというのは、非常におかしなかつたことになるわけですが、だから、私の個人の考えとして、全部を許可するか、それとも思い切つてそこをのこすだけはずすかとなりますと、面積はつと小さくなるわけですが、そうすると、向こうの言つてゐることと内容が違つてくるわけですが、そのことを言つてゐるわけでございます。あなたは、それだけはずして別にその土地を移動してでもという

ような考えにも聞かざるわけでありませうけれども、そうじゃなしに、地図の上で見ますと、ちよつと両方とも引つかかる。しかも離れ離れに二カ所とも反対しているのです。これまた意地の悪いようなことになつてゐるわけですが、それで心配して聞いているわけでありまして、許可された結果があつてもんぢやくが起ころぬようにということを中心して申し上げておるわけでありませう。

○和田(正)政府委員 反対者の持つております筆及び地番は、私も調査をいたしておりますが、四千二百三十八平方メートルでございます。それだけを除外するので、その土地の今後の土地利用が適當でないのでは、先ほど申しましたように、約四万平方メートル、十一筆を含めて除外をして、その残りについて許可をいたしたわけでございますから、その部分についてはいろいろと御意見もございしますけれども、私どもとしては、そこも含めてもう一度申請を出し直せということとは指導いたしにくいと思ひます。

○中野(明)委員 まだ私が申し上げてゐることが理解いただけていないような気がするのですが、私の言うのは、それをはずして申請が出てゐるから許可をしようとおっしゃつてゐるのですけれども、全体から見たときにちよつとドーナツの穴があいてゐるようになるから、それじゃおかしいのじゃないかということが私の言わんとするところなんです。それでも許可をされるつもりなのかというところなんです。

○和田(正)政府委員 両会社合わせて約四万平方メートルの土地を除外いたしましたのは、そのドーナツ型にならないように、農耕用に今後とも利用できるやうに地区外にはずして、反対者の筆以外のところも含めて区域外にして許可を申請するやうにしようことを指導してまいつたわけでございます。その反対者の分だけがドーナツ型にならないやうに処置をいたしたいと思つております。

○中野(明)委員 いずれ他の問題も関連がありませうので、きょうはこの辺でおきませうが、いま私が心配してゐるやうなことはないやうに、も

う一度よく出先機関にも調査せられて、そして全体のまん中だけのけて、わまりを許可するといふようなことのないように注意をしていただきたい。私は転用許可を根本的に反対しているわけじゃない。ただ、そこにこの農地転用をめぐりまして、市役所の行き過ぎ、そしていろいろな工事の行き過ぎ、そういうことが、農地法があるにかかわらず——なければいいのですけれども、農地法がある以上は、やはり法にのっとってきちんとすべきだ、こういうことが私の言いたいところでありまして、その点、またこれにからんで、あわてたのかどうかしたのかわかりませんけれども、非常に大きなむだな金を使っている。まことに残念なことなんです。私の意図していることは全然違うような方向にいつてしまひまして、ほんとうに残念だと思っておりますが、ただ一点、農家はその点について早く現金を受け取ることができたということはよかったと思つて喜んでおりますが、いま心配しました点について、よく出先機関と連絡をとつていただいて、そういうあとからかつかうの悪いようなことにならないように注意をしていただきたい。このことについてもう一度局長から答弁を願つて、終わりたいと思います。

○和田(正)政府委員 私のはうとしては、先ほど申し上げましたように、反対者の土地だけでなしに、その付近一角、約四万平米を排除して、その土地の今後の農業上の利用の障害にならないようにしつつ会社の申請を受け付けるという考え方で処理をいたしておりますが、なお、その点については、十分現地の確認をいたしまして、除外をいたしましたところの農耕上の利用が直ちに支障を来たさないように処置をいたします。

○本名委員長 次会は、明二十一日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後六時三十二分散會

昭和四十二年八月七日印刷

昭和四十二年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局